

令和8年度

鶴翔寮

生活のしおり

The Leaflet of Dormitory's Life

釧路工業高等専門学校

National Institute of Technology, Kushiro College

〒084-0916 釧路市大楽毛西2丁目32番1号
鶴翔寮 直通(0154-57-8838)
FAX(0154-57-7281)

メールアドレス ryoumu@office.kushiro-ct.ac.jp

ホームページ <https://www.kushiro-ct.ac.jp>



寮生のみなさんへ

校長 長尾和彦

鶴翔寮は、アパートや下宿とは違い、教育の一環として重要な役割を担う教育施設であり、生活指導を行いながら教育的配慮のもとに運営される学習のための共同生活の場です。全寮生が健康で、明るく、規則正しい集団生活を通して、学習習慣を身につけるとともに、互いを尊重し合い、社会性を育むことを目的としています。

本寮には、15歳から20歳まで約360名の可能性溢れる若者が道内外から集い共同生活を送っています。これは全学生の5割にあたります。このため、寮生各自が規律を重んじ、寄宿舎管理規則や寮生心得を守り、高専生としての自覚と自律の精神をもって、互いに切磋琢磨し、努力しなければなりません。先輩・後輩といった区別なく、礼節を重んじながら信頼関係を築き、有意義な寮生活を送るよう心がけてください。

本寮には、寮生指導のための当直教員と警備員が配置され、寮生会とも協力して寮生活のサポートを行なっています。教職員の宿日直は、寮内の秩序維持や寮生の在寮確認、発病や災害発生時の危機管理対応を担当します。学寮生活で困ることがあれば、いつでも遠慮なく当直室を尋ねてください。さらに寮には食堂や寮生が不自由なく生活できるように各種設備を整えております。寮務主事を中心に教職員が一体となって、学生寮の改善に努めているところです。

本校は、遠く阿寒の山々を望み、広大な釧路湿原の一角に位置しています。大空に羽ばたく鶴のように寮生等が大きく飛翔することを願って「鶴翔寮」と命名されました。

寮生の皆さんは「鶴翔寮」の名前に込められた思いを受けとめ、勉学に、運動に、文化活動に励み、強い身体と逞しい精神力を養い、他人の立場を理解し尊重しあい、協調の心を育て、生涯の良き友を得るようになしてください。皆さんが寮生活を通して更なる成長を遂げることを期待しています。

目 次

寮生諸君へ

1. 学寮の目的と運営	1
1 学寮の目的 2 寮生活の心構え 3 学寮の運営と組織 4 寮生の指導	
2. 日課について（日課表）	2
3. 日常生活の留意事項	3
1 学寮からの各種連絡事項の周知方法 2 学寮生活に関わる質問や問い合わせ	
3 食 事 4 門 限 5 点 呼 6 消 灯 7 帰省・外泊 8 居室について	
9 指定スリッパについて 10 怪我や病気について 11 療養部屋使用時の注意	
12 学校管理外における行動責任について 13 ゴミの処理 14 貸し出し物品	
15 郵便物等の受領について 16 禁止事項 17 私物持ち込み・使用について	
18 学寮における処分について	
4. 寮定員と入寮選考について	16
1 寮定員と居室構成 2 入寮の申請 3 入寮者の選考	
5. 混住型国際寮について	18
6. 施設・設備の利用について	20
1 学習室 2 談話室 3 補食室 4 浴室	
5 洗濯・乾燥室 6 寮内ネットワーク 7 その他	
7. 防災について	22
1 居室内の備品等の配置 2 消火器 3 電気製品の取り扱い	
4 火災発生時の対処 5 津波注意報・告報発令時の対応 6 防災備蓄	
8. 寮生会について	24
1 寮生会の目的 2 寮生会組織 3 寮生会活動 4 寮生会会費等	
5 寮生会及びブロック長の役割	
9. その他	26
1 長期休業について 2 開寮・閉寮日について 3 仮閉寮について	
4 寮費について 5 寄宿料及び寄宿料免除制度について	
10. 釧路工業高等専門学校寄宿舎管理規則	27
11. 寮生心得	30
12. 釧路工業高等専門学校寄宿舎経費徴収に関する要項	32
13. 釧路工業高等専門学校寮生会規約	34
14. 寮生会役員選挙細則	41
15. 学寮平面図および非常口	43
16. 鶴翔寮行事予定表	47
17. 学寮近隣病院一覧	48
18. 学寮関係教職員	51

1 学寮の目的と運営

1 学寮の目的

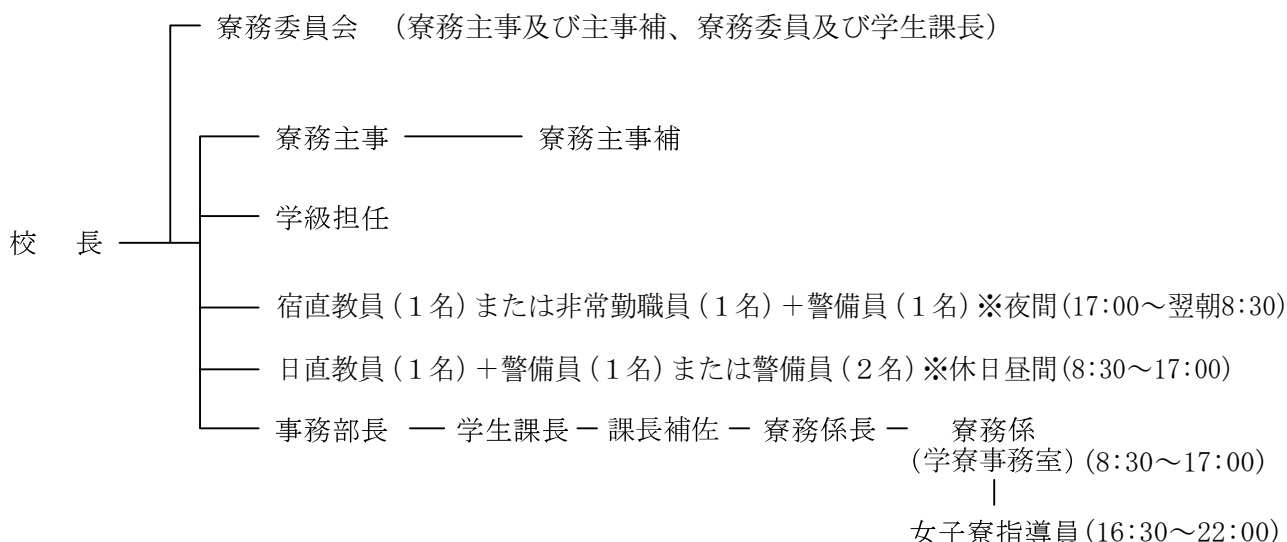
本校の学寮「鶴翔寮」は、学生の修学に便宜を供与し、かつ、共同生活をとおして学生の教養や協調性を高め社会の秩序と倫理を重んずる気風を養い、その人間形成を助長して教育目的の達成に資することを目的としています。

2 寮生活の心構え

寮生は、本校学寮の目的を達成するため、このしおりを熟読し、相互に敬愛啓発し、自己及び共同生活の向上充実に努め、豊かな学生生活を送ってください。

3 学寮の運営と組織

学寮の運営は、下図に示す組織によって行なわれます。寮生の安全や風紀に関わる指導は主に教員（寮務主事、寮務委員、学級担任及び当直教員）が担当し、施設設備の維持管理および寮費、給食等については学生課寮務係（学寮事務室）が担当しています。なお、開寮中の夜間および土日・祝日の日中は当直体制をとり寮生のサポートや緊急時に備えています。夜間については宿直教員1名と警備員1名、休日の日中は日直教員1名と警備員1名が常駐します。ただし、日直は警備員2名体制に、宿直は非常勤職員と警備員の2名体制になる場合があります。



4 寮生の指導

寮生の学寮内における生活指導等は、寮務主事・主事補が主として行い、必要に応じて寮務委員や学級担任および当直教員が行う場合があります。また、寮内の防災・防犯・事故防止など安全管理面や風紀の乱れがないか確認を行うため、担当教員や警備員が適宜、朝・昼・夜間に寮内および居室内を巡回しています。巡回時等に指導を受けた寮生は、教員の指示に従い改善するようにしてください。指導に従わない場合は退寮を含む厳しい処分が臨みます。

2 日課について

日 課 表

Daily Schedule TimeTable

区 分 <i>Crassification</i>	平 日 <i>Weekdays</i>	休 日 <i>Holidays</i>
	時 間	時 間
起 床 <i>The Time One Gets Up</i>	7 : 15	7 : 15
朝 食 <i>Breakfast</i>	7 : 30 ~ 8 : 40	7 : 45 ~ 9 : 00
登 校 <i>Going to college</i>	8 : 45 まで	
昼 食 <i>Lunch</i>	12 : 00 ~ 12 : 50	12 : 00 ~ 13 : 00
登 校 <i>Going to college</i>	12 : 55 まで	
入 浴 <i>Having a bath</i>	16 : 30 ~ 22 : 00 (男子) 16 : 30 ~ 21 : 45 (女子)	
夕 食 <i>Dinner</i>	18 : 00 ~ 19 : 30	18 : 00 ~ 19 : 00
自己研修(学習) <i>Study</i>	20 : 00 ~ 22 : 30	
門 限 <i>Curfew</i>	男女 22 : 00	
点 呼 <i>Roll Call</i>	男女 22 : 00 ~ 22 : 15	
点呼確認 <i>Roll call confirmation</i>	男女 22 : 15 ~ 22 : 20	
消 灯 <i>Lights Out</i>	23 : 30	
就 寝 <i>The Time One Go to Bed</i>		

- 備考 1. 試験開始前1週間及び試験期間中は、消灯の時限を解除します。
2. この日課表は、特別の事情がある場合又は季節により変更することがあります。

3 日常生活の留意事項

1 学寮からの各種連絡事項の周知方法

日常的な連絡および周知事項は、学寮ホワイトボードへの記述や掲示を利用して行います。他に、必要に応じてTeamsを利用して行われますので、日常的に見落としの無いよう各自注意し、同室者などとも情報を共有するようにしましょう。

2 学寮生活に関わる質問や問い合わせ

平日は8:30～17:00まで寮事務室にて対応します。夜間や休日は緊急時を除き当直者や警備員は対応しません。急を要しない事象については、平日に事務室に問い合わせてください。また、Teamsを使って寮務主事や寮務主事補、寮事務に夜間、休日に問い合わせるのは控えてください。夜間、休日に寮内で起きた緊急事象についてはただちに当直者に申し出てください。必要に応じ当直者から主事や主事補に連絡が入り対応します。

3 食 事

- (1) 食事は生活の基本となるものです。必ず3食を食べる習慣をつけてください。また、日課表に定められた食事時間内に済ませてください。
- (2) クラブ活動、その他の事情で時間に間に合わないときは弁当を頼むことも可能です。あらかじめ2日前までに「部活動に伴う弁当申込書」を提出してください。また、病気等でおかゆを希望する場合、学寮事務室や当直者へ連絡してください。
- (3) やむを得ない理由（忌引、帰省、病気、就職試験等）により連続3食以上欠食する場合は、半期分をまとめて欠食返金として給食費納入口座へ返金します。欠食する時は帰省外泊システムの指定期日までに申請するか、届け出用紙での提出の場合には、対象日の2日前の午前中（休日を除く）までに学寮事務室へ「欠食届（帰省・外泊届）」を提出してください。

4 門 限

男子および女子玄関は22時00分に施錠し、解錠は男女ともに4～10月は朝6時30分、11～3月は朝7時になります。門限は日課表（P2）のとおりです。なお、開寮期間中に台風や暴風雪など悪天候や寮生の安全に関わるその他の理由により門限を早める場合があります。その場合には、放送や掲示により周知します。

5 点 呼

点呼は毎日、全寮生を対象に行われます。点呼を通し寮生の在寮（安全）を確認することは、学寮管理上とても重要な日課となりますので、忘れることなく必ず門限後の指定された時間内に行ってください。なお、点呼後の外出はできません。

点呼は顔認証点呼システムによる方法を基本とします。何らかの理由でシステムによる点呼ができない場合には、正副ブロック長等による巡回点呼により点呼を実施します。

5-1 顔認証点呼システムによる点呼の受け方と確認方法

定められた点呼時間内に各棟フロアーに設けられている顔認証カメラの前で立ち止まり自身の顔を認証させ、登録してある自分の名前がカメラに表示されることを確認してください（点呼開始時刻前に認証しても点呼済にはなりません）。自分の前に他の寮生が認証を受けている場合は、認証後2秒以上経過してからカメラに自身の顔が映るようにしてください。顔認証後は廊下に設置している点呼確認用のタブレットで点呼が完了している（点呼ができているとタブレットから自分の名前が削除されます）ことを必ず確認してください（下図参照）。髪形などの変更により顔認証がうまくいかない場合は、点呼時間中に当直室を訪れ顔認証ができない旨を申し出て、居室番号、クラス、氏名を当直者に伝えてください（当直室で対面点呼を行ったこととなります）。また、翌日、学寮事務室に顔認証のための認証画像の更新を申し出てその指示に従ってください。



顔認証カメラ



点呼結果確認用
タブレット

5-2 巡回点呼の受け方

放送等で「本日の点呼は巡回点呼で行う」旨の連絡が入った場合は、放送後または放送で指定された時間になったら居室前に並び整列してください。指導寮生が二人一組で順番に点呼を行っていきます。点呼終了後は居室に入ってください。

5-3 点呼不良について

以下のような理由により点呼時間中に点呼を行わなかったり、受けなかったりした場合には、点呼不良となり始末書扱いとなります。点呼は毎日の日課ですので十分に注意してください。

点呼不良となる事例：顔認証点呼結果の未確認、入浴・失念・就寝などのため点呼時間後に当直から放送で呼び出された場合や当直者や指導寮生が居室に直接きて在寮確認を行った場合。

6 消 灯

居室の天井灯はタイマーで消灯しますので、消灯後は速やかに就寝してください。

（P12禁止事項の(11)照明の不適切な使用を参照）

7 帰省・外泊

開寮期間中の帰省や外泊の取り決めは下記の通りです。

帰省は、文字通り実家に帰ることを意味し、自由に行うことができます。

外泊は、部活動の遠征や進路活動にともなうもの、保護者に準じる親類宅や保護者とともにホテルなどに宿泊する場合は認めます。しかし、友人宅や友人同士でのホテルへの宿泊は認めません。ただし、別に定める特別外泊申請が認められる場合にはこの限りではありません。

なお、次の場合は帰省・外泊の申請は不要です（それ以外は必ず必要となります）。

- ・開寮日に帰寮する場合。
- ・閉寮日に帰省する場合。

帰省・外泊をする場合には、帰省・外泊システムによる電子申請が基本となりますが、利用できない場合には届け出用紙による申請も可能です。いずれかの方法で必ず届け出てください。届け出ずに帰省や外泊を行うと、在寮していることとなります。この場合、点呼時に本人の在寮が確認できないことになるため、宿直教員は本人や保護者へ安否確認のための連絡をします。必ず帰省・外泊時には届を提出してください。失念してしまうと無断外泊として扱われ、別に記す通り非常に重い処分を受けることとなります。なお、帰省後の行動については保護者の監督のもとに行ってください。

特別外泊申請：寮生が本校友人宅や友人の保護者などと一緒にホテルやキャンプなどに出かけ宿泊する場合に寮生の保護者及び宿泊を管理する保護者の同意があり、外泊に関わる全責任を双方の保護者が取る場合には外泊を認めます。通常の外泊申請のほかに特別外泊申請用紙に必要事項を記入して提出する必要があります。また、学寮管理者より必ず双方の保護者に事前に確認連絡をします。

7-1 電子申請について

帰省や外泊は、基本的にこちらの方法で申請してください。ただし、留意事項に同意いただけない場合や、電子申請の締め切りを過ぎた場合には、5-2. 帰省・外泊届（紙による申請）を行ってください。

(1) 電子申請の手順

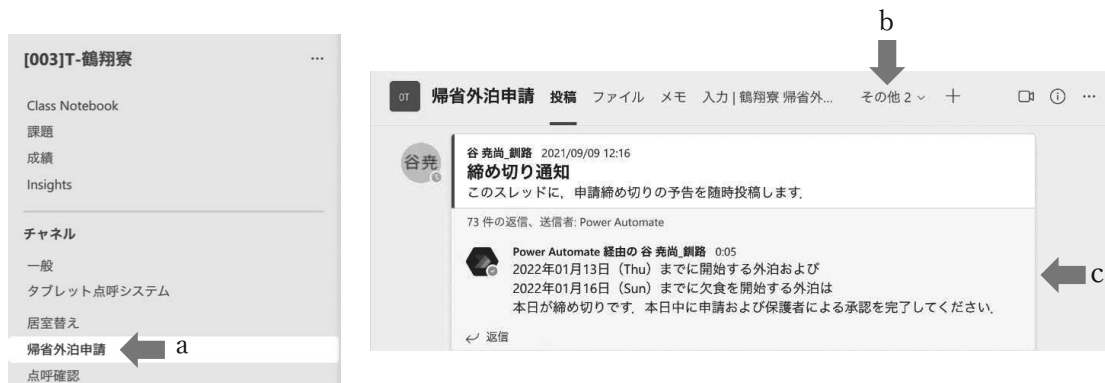
以下の手順で行ってください。

- ①留意事項の確認
- ②保護者メールアドレス登録
- ③外泊申請
- ④保護者による承認

外泊申請に利用する情報は、Microsoft Teamsの、下記のチャンネルにまとめてあります。

チーム： [003]T-鶴翔寮

チャンネル： 帰省外泊申請



a. チャネル一覧から選択してください

b. 画面上部のタブから、必要なFormsを開いてください

※横幅が足りない場合「その他」にまとめられます

(スマホの場合は常に「その他」にまとめられます)

c. 締め切りは随時通知されます

外泊申請の他、自身の申請を確認する、取り消すといったことも、こちらのチャネルから行えます。

このシステムを利用するためには、釧路高専のMicrosoft Office365アカウントが必要です。新入生はアカウントが配布された後にアクセスし利用を開始してください。

(2) 留意事項の確認

電子申請は、下記の留意事項を、本人・保護者双方が確認した上で利用してください。次の手順である【保護者メールアドレス登録】が完了した時点で、留意事項に同意したものとみなします。

【留意事項】

- ア. kakusyo-ryo@kushiro.kosen-ac.jpからのメールを受信できるよう、事前にフィルタ設定等をご確認ください。
- イ. ご登録頂いたメールアドレスは、独立行政法人国立高等専門学校機構が包括ライセンス契約するMicrosoftのSharePointサーバ上に、本校の寮担当教職員のみが閲覧できるよう権限を設定して保存いたします。
- ウ. ご登録頂いた情報は、トラブル対応等のために、本校学寮担当教職員が閲覧する場合があります。また、その他学寮運営において緊急に連絡が必要になった場合に使用させていただく場合があります。
- エ. 登録頂いた情報に変更が生じた場合は、速やかに変更フォームからお知らせください。
- オ. 登録頂いたメールアドレスには学生の氏名、帰省外泊の日時等の個人情報が記載されたメールをお送りします。メールアドレスのセキュリティには十分ご注意ください。
- カ. kakusyo-ryo@kushiro.kosen-ac.jpへお送り頂いたメールは、基本的にプログラムが自動的に処理します。件名、内容にお間違えのないようお願いいたします。また、返信がない場合などは、寮務係(0154-57-7226, 平日8:30 - 17:00)にお問い合わせください。

- キ. 本システムは、トラブル等により、予告なくサービスを中断・終了する場合があります。その場合、帰省外泊届は紙面により提出いただきます。既にシステムで提出している場合でも、再度提出いただく場合があります。その際、帰省届未提出の処分を受けることはありません。
- ク. 本システムの仕様について変更する場合、原則として15日前までに告知いたします。
- ケ. 保護者の方がメールアドレスをお持ちでない場合や、留意事項にご同意いただけない場合は、紙面による帰省外泊届を引き続き利用できます。

【保護者メールアドレス登録】

申請システムを利用する前に、保護者の方のメールアドレスを登録いただく必要があります。以下の手順で登録を行ってください。

- ア. 学生は、「帰省外泊申請」チャンネルにある「保護者メールアドレス登録・変更」Formに、保護者の方のメールアドレスを入力し送信してください。
- イ. 入力されたアドレスへ、確認のメールを送信します。
保護者の方は、メールを受け取れたことを、寮務係(0154-57-7226, 平日8:30 - 17:00)へお電話ください。
※ ご本人確認のため、必ず保護者の方がお電話ください。

(3) 外泊申請

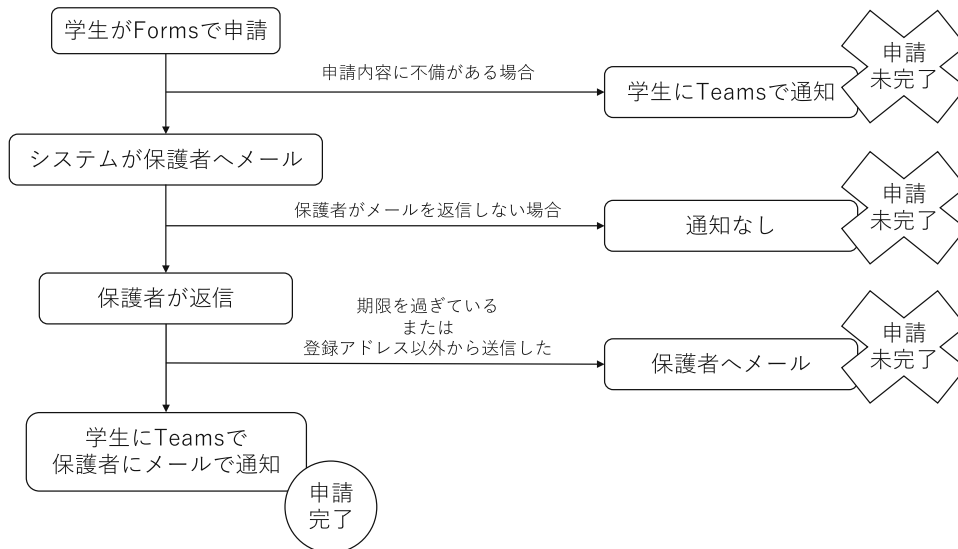
外泊申請は、下記の手順で行ってください。

- ①帰省外泊しようとする学生は、(寮務係の) 3営業日前まで(欠食を伴う場合、寮食堂の4営業日前まで)に、「帰省外泊申請」チャンネルの「帰省外泊届」Formsに入力し送信してください。
※ 締め切りは随時、同じチャンネルに通知されます。
- ②事前に登録してある保護者の方のメールアドレスと、本人のTeamsチャットに、Formsへの入力内容が届きます。
※ 内容に不備がある場合、本人のTeamsチャットにのみ、その旨が通知されます。

(4) 保護者による承認

- ①保護者の方は、寮生本人からの申請が登録メールアドレスに届きましたら、届いたメールに記載されている期日までに申請内容を確認し、承認する場合はメールの件名・本文をそのまま返信してください。「Re:」や「> (引用符)」などが付加されても構いません。登録頂いたメールアドレス以外からの返信は無効ですのでご注意ください。承認しない場合はメールを破棄してください(返信期日を過ぎた場合には、自動的に破棄されたものとみなされます)。
- ②保護者の方にはメールで、本人と担任教員にはTeamsのチャットで、申請完了の通知が届きます。
※ 申請完了が通知されるまで、外泊申請は受理されていません。そのまま帰省した場合、無断外泊として扱われます。

申請完了までの流れ



7-2 「帰省・外泊届」による申請について（届け出用紙による申請）

電子申請への対応ができない場合や電子申請による申請期日を超えてしまった場合は、届け出用紙による申請ができます。特殊な理由がある場合を除き、原則として帰省や外泊の2日前の平日17時までに学寮事務室に提出してください。届け出用紙による提出の場合は、必ず寮務係または寮務主事や主事補が保護者へ電話確認をさせていただきます。届け出と同時に、寮生から保護者へ電話してもらい、その場で事務員や教員に替り確認が取れることが望ましいところですが、その時に対応できない場合は、後日、寮務係から保護者へ確認の電話をすることになります。電話確認が取れない場合、帰省・外泊は原則として認められませんので、帰省や外泊が決まり次第、届け出てください。なお、寮生本人の端末を利用して電話確認を行う場合には、学寮に届け出のある保護者の固定電話または携帯電話に発信することを必ず確認します（虚偽防止のため）。Line通話は認めません。

8 居室について

(1) 居室・窓の施錠

居室を離れる時は、同室者と連絡確認の上、必ず施錠してください。居室の鍵は各自が必ず携行してください。一階の居室は、外部からの侵入と盗難を防ぐため窓も施錠してください。なお、スマートロックなどの外付けは認めていません。許可なく取付け使用した場合には処分の対象となります。

(2) 居室の鍵の管理

居室の鍵は、紛失しないよう常時携行し、複製はしないでください。もし紛失した場合は、直ちに学寮事務室へ届け出てください。また、退寮の際は、必ず学寮事務室へ返却してください。

(3) 貴重品の管理

机やロッカー等、鍵のかかる物には全て鍵をかけるようにし、現金・貴重品・キャッシュカード等の保管については十分注意してください。また、持ち物には必ず名前をつけてください。

万一、盗難に遭ったときは、速やかに学寮事務室か当直教員または警備員へ届け出てください。

(4) 居室の整理・整頓・清掃

居住者は常に居室の整理・整頓に心がけてください。また、定期的に清掃し清潔を保つようにしてください。

(5) 居室内持込物品

居室内への私物の持ち込みについては、禁止されている物品や許可が必要な物品がありますので注意してください。（P13私物持ち込みについての表を参照）

(6) 居室内の備品

居室内のロッカー・ベッド・机・椅子は学校から貸与されているものです。大切に使用してください。安全面や学習面等に支障が生じると思われる不適切な配置や、無断での他居室への移動は絶対に行わないでください。

(7) 居室替え

原則として年1回5年生の退寮に合わせて2月中旬（後期末試験終了後）に居室替えを行います。それに加え、1年生は前期中間試験終了時と前期末、2年生は前期末にそれぞれ居室替えを行います。なお、学寮運営において特に必要と認められる場合、寮務主事判断で居室替えや居室移動を命じる場合があります。

(8) 閉寮日前に行う居室管理

長期間居室を使用しない状態となりますので、下記のことを徹底してください。

- ・コンセント類はすべて抜く（指導寮生で冷蔵庫を貸与されている寮生は事前に霜取りをしておく）。
- ・ドアおよび窓は閉め施錠する。
- ・除湿器は止め、タンクの水は捨てる。
- ・整理整頓をおこない、不要物は早めに処分しておく。
- ・食べかけや飲みかけの飲食物を放置しない。
- ・スチーム暖房の目盛りは最大”5”にしておく。

9 指定スリッパについて

寮内は土足禁止です。寮内に入る場合は、必ず玄関で指定スリッパに履き替えてください。新入寮生には入寮時にサイズ合わせを行い指定スリッパを購入してもらいます。なお、他人のスリッパと見分けがつけられるように指定スリッパにはマジックなどでマーキングを行ってください。指定スリッパが傷んだ場合には福利厚生施設の売店で購入することができます。

10 病気・怪我について

病気や怪我の場合は、学寮事務室又は当直教員又は警備員に連絡してください。本校の看護師や休日夜間救急センター等により適切な処置がとられます。外傷用の救急薬品は、昼間は保健室に、夜間は当直室に用意してありますが、風邪薬や胃腸薬などの内服薬はありません。体温計、カットバン等を含め特に内服薬は自分に合うものを各自で用意してください。また、持病等のある人は医師の処方した医薬品を常備するようにし、必ず「健康保険被保険者証」または「マイナンバーカード」を所持して下さい。（P48学寮近隣病院一覧を参照）

医療機関の受診については保護者と相談し決めてもらうことを原則としますが、高熱や症状が重かったりする場合には学寮の指示で受診してもらうことがあります。さらに、急な発熱時に休日夜間救急センターを受診せず様子を見る場合などは、解熱剤の服用が大切な場合

があります。学寮には常備していません。必ず自分にあつた解熱剤と経口補水液等を普段から用意してください。

釧路市では現在、夜間、土日・祝日における内科系の救急当番医体制がなくなり、休日夜間救急センターでの対応となっています。インフルエンザやコロナウィルスの検査は行っておらず、症状に合わせた薬を処方してくれるのみです。ただし、救急センターで指定する検査キットを薬局等で購入しインフルエンザの陽性が確認できた場合には、インフルエンザ治療薬を処方してもらえます（事前に電話で確認）。なお、土曜日の午前中は開院している内科系医院はありますので、必要に応じ受診することができます。

受診の結果、感染症に罹患した場合は、寮内での感染症拡大を防止する目的から原則、保護者の迎えで帰省をお願いします。帰省先が遠方のためなどの理由により帰省できない場合は、学寮内に設けられている療養部屋にて回復までの期間または登校禁止期間療養できますが、部屋数には限りがあるため、出来るだけ帰省をお願いしております。療養部屋での療養中、学寮としてできることは食事の配膳および、朝夕の容態確認や水枕の貸し出し等であり、特別なことを要望されても対応できません。また、怪我などで、自分で食事をとれない、風呂に入れれないなど自力で学寮生活が送れない場合は回復までの期間帰省いただくこととなります。別の寮生に入浴などの介助を依頼することはできません。

学寮の健康管理上の問題から、定期通院以外に病院を受診する場合には原則、学寮事務室に申し出の上、受診するようにしてください。

11 療養部屋使用時の注意

感染症専門科の助言のもと寮内の動線を考慮し、男子はA棟2階、女子はF棟1階にそれぞれ療養部屋を設けています。感染症や胃腸炎症状など体調不良となった場合、一人部屋の寮生であっても寮内感染防止のためと食事の配膳など学寮管理上の問題から療養部屋にて回復するまでの間生活してもらうことを原則とします。なお、療養部屋使用时には、Teams上に寮務主事・主事補および事務員で構成されるグループチャットを作成し適宜体温や体調について情報を共有します。

療養部屋利用時の注意事項は下記の通りです。

【男女共通】

(1) 持ち物

- ・布団および療養期間中に必要な物（洗面用具、着替え、携帯端末、充電器、財布など）。
- ・ポンプ式のアルコール消毒液と体温計（脇式）
- ・水分（カフェインの入っていないもの、5～10本程度）。

(2) 食事関係

療養部屋で食べていただきます。なお、食事はおかゆやうどん、またはゼリー飲料を希望することも可能です。その場合、食事開始時刻の1時間前にはTeamsチャットで知らせてください。おかゆ食等から普通食に変更する場合も同様です。

- ・男子：教職員もしくは警備員が配膳します。
- ・女子：女性教職員もしくは指導員が配膳します。なお、※平日の朝食、休日の朝食及び昼食は、友人に依頼してください。
- ・食事が終了したら、容器と食べ残しを分けてそれぞれごみ袋に入れ、トレイに置き廊下に置いてください（汁物がある場合は袋を二重にしてください）。

(3) 点呼

点呼は点呼時間に男子寮生の場合は教員または非常勤職員が直接療養部屋を訪れて確認します。女子寮生の場合は指導員が療養部屋を訪れ確認します。

(4) 入浴

シャワーのみ可能です。ただし、だるさが強い場合は控えてください。なお、点呼を受けた後に利用してください。男子は大浴場のシャワーを利用しますので点呼を受けた後22:30の間で利用願います。

(5) 検温及び体調の報告

- ・朝、昼、晩の「食事前」に検温を行ってください
- ・布団から出た後、入浴後、食事後、30分以上時間を空けてから検温してください。※食事後や布団から出てすぐに検温してしまうと、体温が上昇し、正しい記録ができません。
- ・検温と併せて、各種症状の有無についてTeamsチャットでお知らせください。

(6) その他の注意事項

- ・お手洗いや洗面・歯磨き以外は居室から出ないようにしてください。
- ・1時間に1度、居室の窓を開けて換気を行ってください。暑い場合は窓とドアを常時開放してかまいません。
- ・お手洗いなどで部屋から出た後は、居室内に戻り次第アルコール消毒液で手指消毒してください。

12 学校管理外における行動責任について

学寮が寮生の管理を行うのは、原則として学寮を含む校内の範囲となります。放課後や休日に校外における自主的活動（部活動は学校管理下での活動です）で事故にあったり、事件に巻き込まれたりした場合には原則、保護者に対応をお願いしてもらうこととなります。クラス担任や学寮関係者が管理外で起きる事象についてなんでも対応できるわけではありません。このことを自覚し、無理な行動はせず、自分の行動には各自で責任を持つよう心掛けてください。

13 ゴミの処理

資源ゴミの回収を行っております。

- (1) ゴミは各棟に設置されているゴミ箱に分別して処理してください。
- (2) 燃えるゴミ（紙、プラスチック等）、燃えないゴミ（金属、せともの、コード類等）、ビン、カン、ペットボトル（ラベル・キャップは取り外す）、古紙等に分別して捨ててください。
- (3) スプレー缶等は中身を使い切ってから出してください。（穴はあけないこと）

14 貸し出し物品

アイロン、ふとん乾燥機、除湿機、加湿機が必要な場合は、学寮事務室（平日）または指導員室（女子、夜間）、警備員室（休日）で貸し出しますので各自貸出簿に記入の上、使用後責任を持って原則数日以内に返却してください。なお、除湿機は長期の貸出が可能です。また、1年生の全居室にあらかじめ置いてあります。

その他掃除機等の掃除用具は補食室や廊下に備えてありますので利用してください。

また、平日のみ（冬季の降雪期を除く）学寮事務室で自転車を貸し出しています。なお、貸し出しの手続きは学寮事務室で行ってください。自転車のカギの返却は当日の17時00分までに行ってください。なお、やむを得ず返却が17時00分を過ぎた場合には、警備員室に自転車の鍵を返却してください。

15 郵便物等の受領について

- (1) 郵便物等が届いた場合は寮事務室前のホワイトボードに掲示しますので、学生証を持参の上、受領してください。平日17時00分以降、休日は、警備員を通して受領願います。女子は指導員を通じて連絡することもあります。
- (2) 重要なものは、簡易書留や速達等で送ってもらってください。
- (3) 学寮事務室では代引きでの荷物の引き受けは行っておりません。各自で責任を持って対応してください。

16 禁止事項

以下の項目は禁止です。その他禁止事項等は学生心得に準じます。

- (1) 異性の寮への連れ込み
異性の寮への連れ込み・立ち入りは厳禁です。違反した場合は即刻退寮処分となります。
- (2) 使役・暴力・いじめ
学生の上下や力関係を背景として、洗濯や買い物などを他人に行わせる使役は禁止します。もちろん、暴力・いじめはいけません。これらの行為には退寮を含む厳しい処分で見ます。
- (3) 飲酒・喫煙
寮内での飲酒及び喫煙は、たとえ成人であっても、全面禁止です。違反した場合はいずれの場合も退寮を含む厳しい処分を受けることとなります。なお、酒・タバコ及びその容器等を寮内に持ち込んだ場合も指導の対象となります。（ニコチンの有無に関係なく電子タバコやベイパー類をすべて含み、本体の所持も認めません）。
- (4) 寮の施設・備品の破壊行為および備品の移動
寮の施設・備品は大切な共有財産です。故意による破壊行為には厳罰で対処します。誤って破損してしまった場合には速やかに寮事務室に届け出てください。なお、居室の備品を許可なく他の居室や寮の共用スペースに移動することはできません。居室に必要以上の備品が置かれている場合（3人部屋を2人で利用する場合など）も備品の移動は原則認めません。勝手な移動が発覚した場合には厳しい処分で見ます。
- (5) 居室訪問の制限
集団生活の場において、個々のプライバシーを守るためにも点呼後には各自の居室に戻り、それ以後、緊急時以外は他居室への訪問を禁止します。深夜（点呼後）にこのような行為を行った場合には強い指導で見ます。
- (6) 現金の貸借
現金の貸し借りはしないようにしてください。特に、上級生が下級生から借りるこ

とは禁止します。

(7) 物品の売買

寮内での物品の売買を禁止します。売買行為が明らかになった場合は厳しく指導します。

(8) 寮生以外の寮への立ち入り

寮外生等との面談には混住型国際寮1Fのグローバルラーニングコモンズを利用できますが、居室やG棟ユニット内への立入は厳禁です。玄関が施錠されている時間帯に寮外生等が寮内にいた場合は宿泊したものとみなし、厳しい処分が科せられます。保護者の立ち入りは入寮時以外原則認めていません。立ち入る必要がある場合にはあらかじめ学寮事務室まで連絡してください。

(9) 女子寮生のセキュリティゲートからの出入りについて

女子寮と男子寮の間に設置されている静脈認証セキュリティゲートからの出入りは、原則21時以降できません。

(10) 共用施設内での飲食

食堂・補食室以外の共用施設内の飲食は禁止です。廊下での飲食も当然禁止です。

(11) 照明の不適切な使用

居室全体を照明する目的のための照明器具を持ち込んだり、スタンド類をそのような目的で使用したりしてはいけません。また、間接照明専用の器具や演出用LED照明など生活上必要でない照明の持ち込みや利用も禁止です。

(12) 居室マージャン

居室でのマージャンは禁止しています。マージャンは談話室だけで行うことができます。

(13) 自動車・オートバイの持ち込み

寮生が自動車及びオートバイを持ち込むことは禁止しています。違反した場合は、退寮を含む厳しい処分を受けることになります。なお、ここで言う持ち込みとは学寮近隣駐車場や友人・知人アパート等への継続的な駐車を含みます。

(14) 外泊

開寮期間内での外泊（友人宅やホテル等）は、親類等保護者に準じる者が同伴する場合を除き認めません。ただし、部活動及び就職・進学活動による外泊は認めます。なお、帰省中（開寮中の一時帰省を含む）の学生の安否等については保護者の監督とし、原則学校は関知しません。

(15) 共用施設内への私物の放置

廊下を含め共用部分への私物の放置は、公衆衛生および生活上の通行の安全や災害発生時の避難路の確保の観点から認めません。特に廊下への靴や部活動関係の道具の放置は寮内の風紀にも影響を与えますので行わないこと（廊下に一人一足のスリッパを置くことは認めますが、乱雑にならないよう整理整頓に努めてください）。

(16) 試験期間に伴うゲームの利用について

定期試験1週間前から定期試験期間終了までの期間および仮閉寮期間中は、勉強に集中してもらうためゲーム機器やPC等を利用したゲームを禁止します。

17 私物持ち込み・使用について

寮は居室の大きさが限られています。防犯・防災上あるいは清潔でゆとりある環境として居室を維持するために私物の持ち込みを制限しています。各自の所有物には必ず名前を記入して、紛失した時のために、大切な物品（パソコン、スマートフォン、オーディオ機器等）の型式、製造番号及び特徴等を控えておいてください。

持ち込み・使用を「禁止する物品」と「許可を必要とする物品」を次表に示します。許可を必要とする物品は、「私物持込許可願（様式6）」を提出して許可を受けなければなりません。なお、禁止物品を持ち込んだ場合は、発見次第、没収し処分します。持ち込みの判断に迷う物品は学寮事務室に相談してください。（貸し出し物品についてはP11を参照）

禁止する物品	許可を必要とする物品
1. 火気発生の危険のある物 ○火を発生する又は利用する物（ストーブ、コンロ、ライター、お香 など） ○補助暖房器具などの火災発生の可能性のある家電製品（電気ヒーター、コタツ、電気毛布、布団乾燥機、ホットプレート、オーブントースターなど） 2. 動物など衛生上問題のある物（犬、猫、熱帯魚など） 3. 大電力を消費する家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、IH調理器具など） 4. 補助照明（卓上電気スタンド以外）間接照明専用器具、LED電飾、イルミネーションなど 5. 寮の設備に障害・破損を生じる物品（室外設置を要するアンテナ類、寮のネットワーク端子へ接続するルータなど） 6. 学生寮として、居室への持ち込みが好ましくない物品（包丁等の危険物、木刀、高額な物品など）	1. 家電製品 注1) 注2) テレビ 電子ゲーム機器 電気ポット・コーヒーマーカー ヘアアイロン・ヘアドライヤー はんだごて、3Dプリンター 扇風機 オーディオ機器 その他の家電製品 2. 情報通信機器 パソコン 個人契約のWiFi ルータ(寮回線使用不可) 無線通信機 その他の情報通信機器 3. 楽器 注2) 4. 自転車 注3)

注1) ・テレビ、電気ポットまたはコーヒーマーカーは居室に1台

なお、居室のテレビは持ち込み者が直接NHKと受信契約をする必要があります。

・ヘアアイロン、ヘアドライヤー、はんだごて、扇風機は1人1台

・テレビ（PCモニタを含む）のサイズは30インチ程度以下

・1年生のテレビ（パソコンTVチューナー等含め）持ち込みは禁止

・1・2年生の電子ゲーム機器（Switch、PlayStationなどゲーム専用機器）持ち込みは禁止

・PCモニタの持込みは1人2台までとし、2台の合計サイズは50インチまで。

注2) テレビ・オーディオ機器・楽器等は、周囲の迷惑にならないよう音量に気をつけ使用する。

注3) 防犯登録をした物でなければ持ち込み禁止。 また、必ず寮が発行する登録証シールを学寮事務室で受領し、自転車の確認しやすい位置に貼付してください。これらのことが守られず学寮で自転車を所持している場合には始末書扱いとなります。



NHK 学生免除手続きページ

18 学寮における処分について

P12 禁止事項で挙げられている行為については下表のとおり処分が定められています。他にも、寮生心得などに反する行為や社会通念上よくないとされる行為については、別途指導・処分を行います（指導に従わない場合は退寮に処することがあります。状況に応じて、指導・処分を変更追加することがあります。留学生は別途審議します）。

違反事項		1回目	2回目	3回目
窃盗	注1)	委員会審議	委員会審議	委員会審議
暴力・いじめ	注1)	委員会審議	委員会審議	委員会審議
異性の寮への立ち入り	注2)	委員会審議	委員会審議	委員会審議
無断外泊・点呼後外出	注1)	委員会審議	委員会審議	委員会審議
上記の幫助		寮務主事注意	寮務主事嚴重注意	退寮勧告
1～3年の門限違反	注3)	寮務主事注意	寮務主事嚴重注意	退寮勧告
帰省・外泊届の出し忘れ (帰省や遠征による所在確認が可能な場合に限る)		寮務主事注意	寮務主事嚴重注意	退寮勧告
飲酒・喫煙	寮外		退寮勧告	
	寮内	寮務主事注意 注6)	退寮勧告	
オートバイ・自動車の持込	注4)	寮務主事注意	退寮勧告	
火気発生の危険のあるもの等の持込・使用	注5)	寮務主事注意	寮務主事嚴重注意	退寮勧告
退寮勧告(命令)を受けた後、退寮予定日までに始末書以上の違反をした場合		退寮命令 即日退寮		
寮内における上記以外の重大な違反を起こした場合	注2)	委員会審議	委員会審議	委員会審議

注 1) 原則「退寮勧告」となるが、委員会審議のうえ処分を決定する。

注 2) 原則「退寮命令」となるが、委員会審議のうえ処分を決定する。

注 3) 門限とは、日課表に指定している時間。ただし、玄関施錠後の帰寮は、すべての学年において退寮勧告となる。

注 4) 学校の敷地内及びその周辺を含め、自宅の敷地外のあらゆる場所を含む。

注 5) 火気発生の危険のあるもの等の持ち込みとは、火気を発するおそれのある物、動物など衛生上問題のある物の持ち込みを指している。

この項目に該当しない持ち込み禁止物品は始末書による指導を行う。

注 6) 寮内における喫煙・飲酒で主事注意を受けた場合、寮生ポイントの減点は懲戒処分のみに対して適用される。

上記以外の軽微な違反は、始末書扱いとします。始末書は3枚で寮務主事注意となります(始末書は、違反後1年を経過すると当該違反履歴は消去となります)。但し、同じ指導・処分内容の始末書を一年以内に繰り返した場合、2枚目で寮務主事注意が科せられます。

なお、寮務主事注意以上の履歴は消去されることはなく在寮中継続となります。また、寮務主事注意は、2枚目で寮務主事嚴重注意に変わります。寮務主事嚴重注意を受けた後は始末書1枚で退寮を勧告します。

4 寮定員と入寮選考について

学寮の目的を達成するために豊かでゆとりある生活環境の提供を目指し、次のとおり寮定員と学年別居室構成を設けています。

1 寮定員と居室構成

- (1) 定員を370名（内女子90名）程度（混住型国際寮を含む）とし、留学生を含みます。
- (2) 居室構成は原則として学年（入寮年）ごとの居室構成とします。
- (3) 低学年の寮生は、団体生活における協調性を養うため、1部屋当たり複数人とします。
- (4) 4年生以上の寮生は、原則としてゆとりある学習と生活の場の提供を考慮し、1人又は2人部屋としています。
- (5) 混住型国際寮は長期及び短期留学生と一緒に6～7名で共同生活をおこなうシェアハウスのような作りで、全て一人部屋となっています。入居は原則2年生以上の男子寮生となります。

※混住型国際寮についての入寮選考など詳細についてはP18を参照してください。

2 入寮の申請

新入生（編入学生を含む）は、別に定める期限までに「入寮許可願（様式1）」により申請して下さい。

継続入寮を希望する者は、入寮許可願により当該年度の12月下旬までに申請することになります。

3 入寮者の選考

- (1) 入寮できる者は、寄宿舍管理規則第6条第1項の規定に基づき、自宅からの通学が困難な学生です。
- (2) 自宅において著しく学習が困難である等の他、真にやむを得ない理由があると寮務主事が判断した場合は、寮務委員会の審議を経て入寮を許可することができます。
- (3) 退寮命令により退寮させられた者は再入寮できません。
- (4) 退寮勧告により退寮させられた者と継続入寮不許可になった者が再入寮できるのは、退寮後6ヶ月を経過し、寮務委員会の審議を経て寮務主事が許可した場合です。なお、自己都合で退寮した者の再入寮と、年度途中での新規入寮は、寮務委員会の審議を経て寮務主事が許可した場合に可能となります。
- (5) 継続入寮において、以下のものは許可されません。
 - ① 本科生は原則として入学から5年を超える者。また、途中学年からの入寮生および3年次、4年次編入学生は編入時の学年から5年生に至るまでの年限を超える者。
 - ② 継続入寮審査ポイントが低く継続入寮審査で継続不可となった者。
 - ③ 継続入寮審査において2回警告を受けた者。

なお、2回連続への適用については令和7年度以前の警告は回数に含めません。

(6) 継続入寮審査ポイントは、令和8年度については令和7年12月1日から令和8年度後期中間試験終了日までの加点項目（委員会、校内および寮内ボランティア活動への参加）と減点項目（停学・校長訓告・主事注意・始末書・居室巡回時の警告書等、当番不履行、点呼不良、授業の欠課および遅刻、寮行事への不参加等）を令和8年12月末に集計します。以下の点に注意して下さい。

- ① ボランティア活動はその都度自己申告して下さい（証明できるものを提示）。
- ② 正当な理由があつての行事不参加は行事欠席届を出して下さい。
- ③ 担任や顧問が認める特欠や病欠は除くので、欠課・特欠の手続きを怠らないようにして下さい。

5 混住型国際寮について

「混住型国際寮」は、日本人学生と留学生が同じユニットで共同生活を行い、日常的に交流しながら国際感覚を育てることを目的とした新しいタイプの学生寮です。ユニットにはラーニングコモンズや共有キッチンがあり、これを取り囲むように個室が配置されています。また、1Fには留学生との交流や寮生同士及び通学生と一緒に種々の活動に利用できるグローバルラーニングコモンズ（GLC）が設けられています。

混住型国際寮の詳細とその運用について以下に示します。なお、適宜変更となる場合がありますのでご承知おき下さい。

(1) ユニットにおける生活について

- ・ユニットは6人用が2室（1F）と7人用が8室（2、3Fに各4室）、合計10室あります。
- ・ユニット内の清掃はキッチン、トイレ、シャワーブースを含め居住者が共同で行います。
- ・各ユニットには冷蔵庫、電子レンジ、TV、洗濯機（2台）、乾燥機（2台）が設置されている他、設備としてトイレ2か所、シャワーブース2基、洗面所が設けられています。
- ・大浴場の利用は可能です。洗濯については原則、ユニット内の洗濯機・乾燥機を利用してください。
- ・個室にはTVのアンテナコンセントはありません。Wi-Fiルータは各個室に置かれています。
- ・ユニットへの出入り（施錠管理）は顔認証で行ない、個室については鍵を使用します。
- ・日本人寮生の自炊は認めていません（補食を作ることは可能です）。
- ・ユニット内で生じたゴミは各ユニットで責任を持ちゴミ回収場所に廃棄を行ってください。
- ・自室に入りきらない荷物をラーニングコモンズに置くことは原則認めませんが、ユニット居住者が共用で使用でき且つユニット居住者全員の了承が得られる場合には認める場合もあります。
- ・混住型国際寮に居住する寮生の靴箱は1FのGLCに設置されています。男子寮玄関の靴箱は利用できません。なお、食堂などの共用部を利用する際はA棟1階渡り廊下を經由して下さい。
- ・各ユニットからユニット長を選出します。また、ユニット長の中からG棟の正副ブロック長を選出します。
- ・消灯時間は他の寮棟と同じです。
- ・他室訪問可能時間にユニット内へ男子寮生を招き入れることは可能です（その場合、ユニット内の寮生が内側から開錠してユニットに入れて下さい）。女子学生または通学生を招き入れた場合には主事注意以上の重い処分が科せられます。
- ・点呼は1Fに設置される点呼用顔認証カメラで行います。なお、巡回点呼時はG棟入居者全員が1FのGLCに集合して点呼を受けることになります。

(2) 1Fグローバルラーニングコモンズ（GLC）の利用方法について

- ・男女の寮生が利用できます。また、通学生は寮生と一緒に利用できます。通学生のみでの利用はできません。

- ・入室には顔認証が必要です。女子寮生は外玄関で、男子寮生は外玄関かA棟1階渡り廊下で顔認証を行ない入室してください。
- ・外玄関からの入室時には必ずスリッパに履き替えてください。玄関入り口に下足箱とスリッパが置かれています。
- ・G L C内にはミーティング用テーブルとイス及びモニターが常設されており自由に利用できます。なお利用後は現状復帰（整理整頓）し清掃してください。なお、モニターはミーティングや学習目的に設置されているのでゲームに利用することは禁じます。
- ・G L Cを各種イベントに利用したい場合には、3日前までに申請書に必要事項を記入し寮事務に提出し寮務主事の許可を得てください（休日及び時間外の受付はしません）。平日は17:00-21:00、休日は9:00-20:00で利用可能です。イベント実施の有無についてはTeamsの「鶴翔寮」チームにある「G L C利用予定」で確認できます。
- ・イベント開催時に共通キッチンを利用することもできます。調理道具はありません。各自で持参して下さい。使用後は必ず清掃要領に基づき清掃し、寮務主事・主事補の確認を受けていただきます。なお、揚げ物など油を多量に使用する料理は衛生上及び安全上の問題から禁じます。
- ・トイレはG L Cに2箇所設けられています。G棟居住者以外の方がユニット内のトイレを利用することはできません。
- ・G L C内の様子は防犯カメラで常に記録されています。

(3) 入居条件

- ・当面、男子のみの入居となります。
- ・混住型国際寮であることを十分理解し、留学生および日本人寮生の互いを尊重し共同生活を行える十分な人格を有する必要があります。
- ・新入寮生（留学生を除く）および寮務主事厳重注意を受けている寮生の入居は認めません。
- ・入居は基本的に1年単位とし、2年生以上の在寮全期間に渡り入居できる保証はありません。2月の居室替え時に入れ替えがあります。
- ・新棟に入居後何らかの理由があつて既存寮棟に戻る場合は委員会審議で了承される必要があります。

(4) 入居者の募集

- ・2月中旬の居室替えに先立ち12月から1月中旬頃にかけて募集を行います。
- ・長期留学生1～2名とそのチュータを中心に6または7名のグループを形成。原則として入居者の人選は長期留学生とチュータが主導で行います。ただし、場合によって短期留学生を1名含める場合があります。
- ・短期留学生2名と日本人学生5名の合計7名のグループを形成。5名グループで申し込みが可能です。原則として1～4名での申し込みは受けません。なお、短期留学生が帰国した後も継続して入居は可能ですが、日本人または長期留学生を入居させるなどの変更の可能性があります。
- ・短期留学生の人選は機械的に寮務で割り振ります。
- ・学年は問いません（新入寮生は除く）。また、異なる学年の寮生が混住することも可能です。

6 施設・設備の利用について

学寮には、教育・厚生施設と各種設備がありますので、マナーを守って利用してください。
なお、これらの使用に当たっては、寮生相互が注意し合って、きまりを守り、物品を大切に
し、楽しい寮生活を送るよう努めてください。

1 学 習 室

寮生の学習及び寮生会活動等、多目的に使用できるようになっています。折りたたみ式の
長テーブルと椅子が用意されています。

使用時間

平 日	(男子) 17時00分～22時00分
	(女子) 17時00分～21時30分
休 日	(男子) 8時30分～22時00分
	(女子) 8時30分～21時30分

使用の際は、以下の手続きに従ってください。

- ① 男子大学習室を使用する場合、警備員室に置いてある使用簿に記入の上、鍵を借り
受け解錠後、直ちに警備員に鍵を返してください。
- ② 男子大学習室使用後は警備員から鍵を借り受け、窓の施錠と消灯を確認しドアを必
ず施錠して警備員に鍵を返してください。
- ③ 女子学習室を使用する場合、女子指導員、宿日直者または寮事務に解錠を依頼して
ください。
- ④ 女子学習室使用後は、窓の施錠と消灯を確認し、女子指導員、宿日直者または寮事
務に施錠を依頼してください。

2 談 話 室

男子寮にはB棟とD棟に談話室があり、寮生同士の交流の場を提供しています。使用時間
は、平日は17時00分から22時00分まで、休日は9時00分から22時00分まで
です。時間を厳守してください。なお、女子寮E、F棟1階にオープンスペースの談話コー
ナーが設けられています。利用の際には騒音などについて他の寮生に配慮しましょう。

3 補 食 室

A棟2階、B棟3階、D～F棟に補食室があり、電子オーブンレンジ・電磁調理器及び給
湯器が備え付けられています。流し場に食器等を置いたままにしたり、汚したままにしない
よう心がけてください。また、備品の持ち出しは禁止します。

使用時間 *状況により利用を制限する場合があります。提示に注意してください。

平 日	7時30分～23時30分
休 日	7時00分～23時30分

※注意事項

以上の施設は、各自ゴミの始末をきちんとしてください。退室の際は電気を消すことを忘
れないでください。

4 浴 室

男子は16時30分から22時00分まで、女子は16時30分から21時45分まで入浴できます。なお、浴槽に入る際は、体を洗い、浴槽の中へタオルを持ち込まないでください。また、朝は7時00分から8時00分までシャワーを使用できます。浴室の清潔維持を心がけるとともに、節水を心がけましょう。

5 洗濯・乾燥室

洗濯・乾燥室には洗濯機と乾燥機を設置しています。使用時間は、23時30分までです。なお、洗濯・乾燥室は清潔・整頓を励行し、水の節約にも心がけてください。また、共同で使用する場所ですから、洗濯物を放置しないでください。長期休みの閉寮前には洗濯、乾燥室内の衣類は必ず自室に持ち帰って下さい。放置されている衣類は廃棄します。

6 寮内ネットワーク

教育及び研究での利用を目的として、各居室にはWi-Fiルーターが設置されています。ネットワークにコンピューターやスマホなどの情報端末を接続する場合は、各居室に備えられているWi-Fiルーターを介して行います（有線での接続はできません）。このWi-Fiルーターに接続して利用できる情報端末の数は一人2台までの制限があります。また、Wi-Fiに接続してネットワークを利用するためには、「学寮ネットワーク機器登録申請用紙」に端末のMACアドレス（端末識別番号）など必要事項を記入して提出しなければなりません。端末の機種変更などの場合にも同様に申請書が必要となります。さらに、学寮ネットワークを利用する寮生には、年一回年度初めに「学寮ネットワーク利用規則同意書」を提出してもらいます。これは、ネットワーク利用に関わる様々なルールを守ることを確認するためのものです。この同意書の提出がなされない場合は学寮ネットワークを利用できません。ネットワークの利用時間は、土日も含め朝6時00分から23時30分までに決められています。

なお、学寮ネットワークは不適切なサイトへの接続を制限するフィルタリングを行っています。また、ネットワークのログは契約業者によって常に監視され、不適切なネットワークの利用などがあると報告されます。そのような行為および法律に抵触するような行為が認められた場合には、退寮勧告を含む厳しい措置で臨みます。さらに、動画サイトなどへの長時間接続や必要以上の大容量のファイルのダウンロードをするなど、著しく大きな容量を利用した寮生にはネットワークの一時的な利用禁止を含む制限を課す場合があります（月に一度ネットワーク管理会社から、端末毎の利用状況が届き、これに基づき指導を行います）。特に利用の込み合う18-22時の利用は必要最低限にとどめるようにしてください。

7 そ の 他

(1) 自動販売機

男子寮は玄関横に、女子寮は当直室横に自動販売機があります。

(2) 新聞

警備員室横に新聞が備えられていますので利用してください。

7 防災について

学寮には、寮生会防災委員がいます。しかし、約370名の寮生が居住しているのですから、日頃から一人一人が防災について高い意識を持つことが大切です。また、災害時の避難に備え靴を必ず居室に準備しておきましょう。

1 居室内の備品等の配置

地震や火災が起きた場合のことを考え、日頃から居室内のロッカー・ベッドの配置には気をつけてください。特に入り口付近には十分なスペースを確保してください。ロッカーは必ず壁際に置いてください（一部居室のロッカーは固定済みです）。

2 消火器

学寮内には消火器が設置してあり、毎年6月に実施される防災訓練や11月に実施される新入寮生の防災研修時に使用方法を説明しますが、各寮生においても、設置場所や使用方法を事前に覚えておいてください。

ただし、訓練時、非常時以外は、操作してはいけません。

3 電気製品の取り扱い

居室におけるたこ足配線は絶対してはいけません。

特に日常使用するヘアドライヤー、ヘアアイロン等は、使用していないときは必ずコンセントからコードを抜くようにしてください。

4 火災発生時の対処

火災報知器が鳴動した場合はすぐに廊下に出て放送等による指示に注意して下さい。

万一火災が発生した場合には付近の居室の人達に知らせ、学寮事務室や当直教員・警備員に速やかに連絡してください。避難する時には窓とドアを閉め、鍵はかけないでください。煙の出ている部屋のドアは安易に開けないでください。一度消えた場合でも再度発火することがあるので、必ず学寮事務室や当直教員・警備員に連絡してください。

5 津波注意報、津波警報および大津波警報が発令された場合の対応

- ・津波注意報および津波警報の場合：釧路高専は海拔8.4mの場所に建てられており、津波注意報や警報の場合には浸水の危険は高くはありません。このため基本的に避難措置は取られませんが、注意報や警報が解除されるまで外出は禁止となり、自室で待機することになります。なお、津波警報が大津波警報に切り替わる場合もありますので防災情報には十分注意をしてください。
- ・大津波警報の場合：10mまでの大津波警報が出された場合には、学寮3Fに避難します。また、10m以上の大津波警報が発令された場合には、校舎4号棟3・4階（17m, 21m）へ避難する場合があります。

6 防災備蓄

学寮には地震などの災害時を想定して約1日分の防災食（アルファーマイ2食、ビスケット1食）と一人2リットルの水を備蓄しています。また、食堂にもお米や缶詰、レトルトカレーなどが備えられています。しかし、ライフラインが機能しない場合には食堂からの食事の提供は難しくなります。寮生の皆さんは日頃から居室にカップ麺や飲み物などの備えが多少はあるかと思いますが、予期せぬ災害に備え各自でも食料や飲料水の備蓄を心掛けてください。なお、新入寮生には入寮時に1日分の防災食と飲料水を購入していただき、学寮で一括保管します。他にウェットティッシュやマスク、防災用簡易トイレ（既存便器利用タイプ）、防災アルミシート（保温用）を人数分備蓄しています。

なお、冬季間の避難では暖房が使えないことも想定されます。防寒着に加え、特に足元からくる冷えに対する備えも大切です。厚手の靴下や防寒対策用品（使い捨てカイロなど）を各自で携行リュックなどに用意しておくことを強く推奨します。

8 寮生会について

1 寮生会の目的

寮生全員をもって構成される鶴翔寮寮生会があります。

鶴翔寮の寮生として、自覚と団結のもとに、寄宿舎管理規則に基づき、寮生に委ねられた事項を自主的に運営し、寮生活の向上と寮生相互の親睦をはかることを目的としています。

2 寮生会組織

寮生会はP 25に示す組織構成となっています。男女それぞれ寮長、副寮長、会計などから構成される男女の役員会があり、その下にブロック組織と各種委員会があります。寮生会役員は年一回実施される寮生会選挙によって選出され、各種委員会の委員は立候補または寮生会や委員長の推薦で決められます。

3 寮生会活動

季節毎にスポーツや各種レクリエーションの企画・運営、1年生を対象とした学習会など、そして12月には「予餞会」等が行われます。このような諸行事の他に、寮内外の大掃除、防災訓練の指導、その他新入生ガイダンス等も行ないます。

4 寮生会会費等

寮生会の諸行事実施の費用に充てるため、寮生会費前期（4～9月）1,000円、後期（10月～3月）1,000円、年額2,000円を年度当初に一括して徴収します。

また、入寮時には寮生会入会金として1,500円を徴収します。

5 寮生会及びブロック長の役割

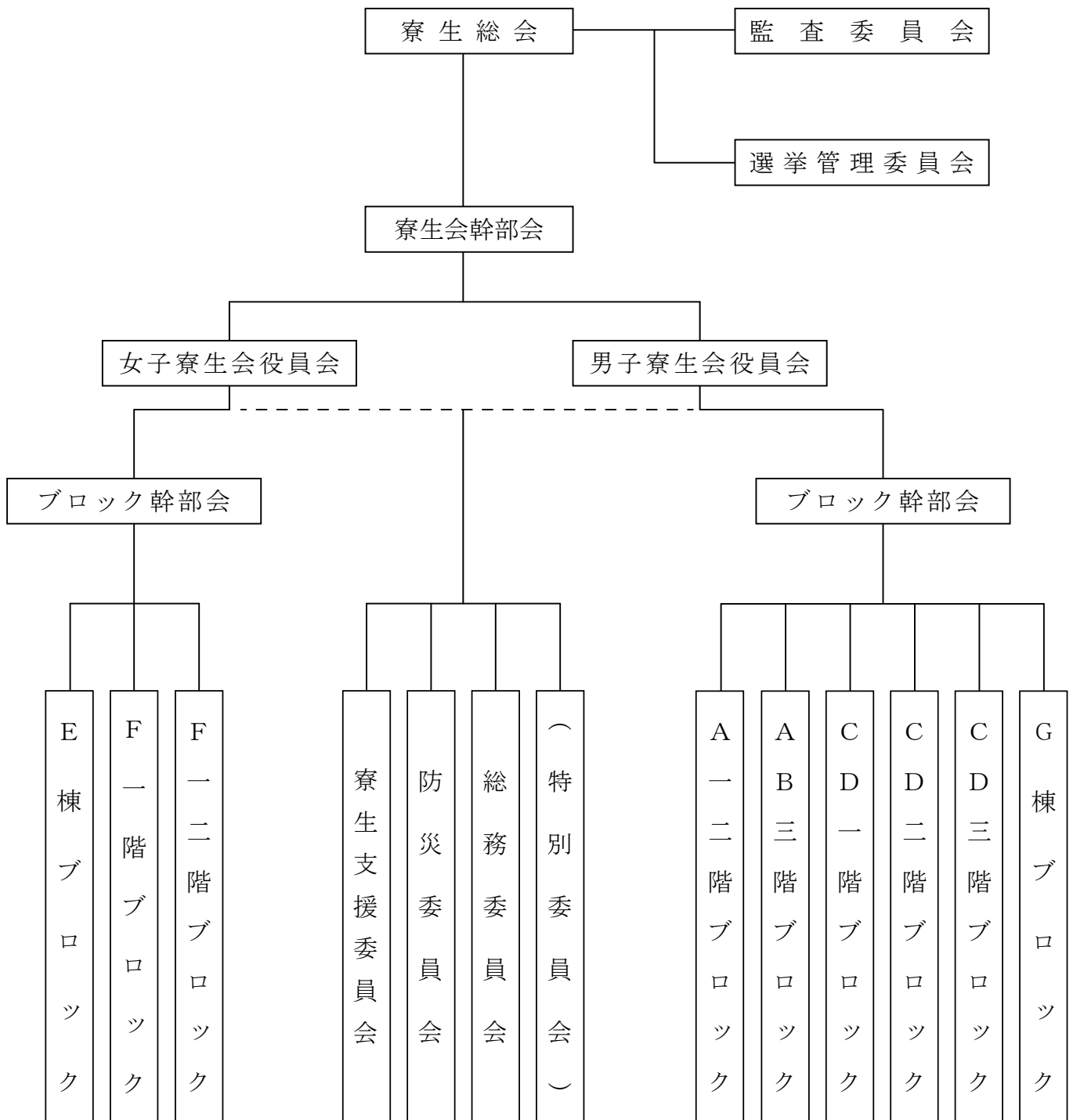
寮生会組織の中に、ブロック幹部会議及びブロック会議が設置され、ブロック会議の互選によって、ブロック長が選出されます。

寮生会は寮生全般の把握と指導、ブロック長は、所属ブロック内の

- ①秩序と規律の維持 ②意見の反映 ③各委員の任務遂行の助言
- ④低学年の学習、生活相談 ⑤寮務主事団との連絡調整等の指導的役割
- ⑥顔認証点呼システム不具合時のブロック巡回点呼を行います。

特に1、2年生の寮生に対しては、気軽にブロック長に相談できるように配慮されています。

寮生会組織図



※ P34寮生会規約を参照のこと

9 その他

1 長期休業について

学寮は、夏・冬・学年末の長期休業及び5日以上の連休時は閉寮となる場合があります、寮生は、寮内へ入ることができません。学校では、この間、設備等の点検・修理・清掃・備品の補充等を行います。

2 開寮・閉寮日について

開寮は授業開始の前日から、閉寮は休業開始日からとなり、食事は開寮日は夕食から、閉寮日は朝食まで用意されます。閉寮日は原則として12時00分までに離寮してください。

また、開寮日は8時30分から帰寮することができます。

3 仮閉寮について

後期末試験の答案返却後、再試験のない寮生は原則指定される仮閉寮日までに帰省する必要があります。アルバイトや自動車学校への通学のみでの在寮は認めません。就活や進学のための勉強、その他特殊事情により寮務主事が必要と認めた場合には閉寮日まで在寮できます。

4 寮費について

寮費の内訳はP30を参照してください。寄宿舍経費徴収に関する要項に基づいて、毎月当月の引き落とし日の前日までに必ず納めてください。

なお、経費は、年間予定額を各月で割っているため長期休業期間でも納付していただきます。

5 寄宿料及び寄宿料免除制度について

入寮者は、寮費とは別に寄宿料（1人部屋は月800円、2人部屋以上は月700円）がかかります。支払等については本校総務課からの案内に従ってください。

なお、入寮者又は入寮者の学費負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、免除または徴収猶予を行う制度がありますので、学生課寮務係（電話0154-57-7226）へ申し出てください。

10 釧路工業高等専門学校寄宿舎管理規則

(昭和41年7月7日釧高専規第5号)

改正	昭和43. 8. 30釧高専規第17号	昭和45. 6. 13釧高専規第5号
	昭和50. 1. 30釧高専規第1号	昭和50. 4. 1釧高専規第13号
	昭和50. 8. 28釧高専規第16号	昭和52. 8. 12釧高専規第2号
	昭和54. 4. 10釧高専規第4号	昭和57. 3. 4釧高専達第15号
	昭和63. 3. 17釧高専達第3号	昭和7. 12. 18釧高専達第4号
	平成13. 9. 17釧高専達第7号	平成14. 10. 15釧高専達第10号
	平成19. 4. 26釧高専達第39号	平成29. 3. 23釧高専達第8号
	令和7. 3. 21釧高専達第15号	

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第42条第2項の規定に基づき寄宿舎の管理運営について、その円滑、かつ、適正な運用を図るため必要事項を定めるものである。

(目的)

第2条 寄宿舎は、学生の修学に便宜を供与し、かつ、共同生活をとおして学生の教養を高め社会の秩序と倫理を重んずる気風を養い、その人間形成を助長して教育目的の達成に資することを目的とする。

第3条 寄宿舎に入舎する学生（以下「寮生」という。）は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めるものとする。

(名称)

第4条 寄宿舎の名称は、釧路工業高等専門学校鶴翔寮（以下「寮」という。）と称する。

(管理及び運営等)

第5条 寮は、校長が管理する。

2 寮務主事は、校長の命を受けて、寮の運営及び寮生の厚生補導に関することを掌理する。

(入寮及び退寮)

第6条 入寮できる者は、自宅からの通学が困難な学生とする。

2 入寮の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、定員に欠員が生じたときは、学年途中の入寮を許可することがある。

3 入寮を希望する者は、別に定める入寮願いを寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 入寮の許可期間は、当該学年の終りまでとする。

5 継続して入寮を希望する者は、別に定める継続入寮願いを寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

6 退寮を希望する者は、別に定める退寮願いを寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

7 学則及びこの規則に違反した者並びに疾病その他の事由により共同生活に適さないと認められた者は、退寮させることがある。

8 前項の規定により退寮させられた者は、退寮後6ヶ月を経過しなければ再入寮することができない。

9 長期休業中だけの退寮は認めない。

(寄宿料)

第7条 寮生は、学則第35条の規定に基づき寄宿料を納付しなければならない。

2 当該寮生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、学則第36条第4項の規定に基づき寄宿料を免除することがある。

(諸経費)

第8条 寮生の生活上必要な経費で各人の負担すべきものは、別に定めるところにより納付するものとする。

第9条 第7条第1項及び前条の経費を納付しない者は、退寮させることがある。

(共同生活の自治)

第10条 寮生は、その総意により校長の承認を得て寮における共同生活を自律的に運営するための組織を設けることができる。

2 前項の組織及び活動は寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則並びにこの規則に違反しないものでなければならない。

3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項について寮務主事を経て校長に提出し、その承認を受けなければならない。変更又は廃止する場合も同様とする。

一 名称

二 目的

三 規約

四 代表者及び役員

4 第1項の組織が、その目的を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は、解散させることがある。

(防災安全)

第11条 寮生は、火災その他の災害の防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の処置について協力しなければならない。

2 火気は、指定の場所以外で使用してはならない。

3 寮生は、災害又は事故の発生を知ったときは、直ちに臨機の処置をとるとともに寮務主事及び関係職員に報告し、以後その指示に従わなければならない。

(保健衛生)

第12条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに寮内外の清潔に努めなければならない。

2 病気にかかった者は、直ちに寮務主事に届け出てその指示に従わなければならない。

(施設、設備の使用)

第13条 寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(帰省及び外泊)

第14条 帰省及び外泊をする場合は、あらかじめ寮務主事に届け出なければならない。

(外来者)

第15条 外来者との面会は、指定された場所で行うものとする。

2 寮生以外の者が寮の施設を使用しようとする場合は、あらかじめ寮務主事を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(自動車等の持込み禁止)

第16条 寮生は、寮に自動車、自動二輪車及び原動機付自転車を持ち込んで서는ならない。

(提案箱)

第17条 寮には、寮生の意見を活用することを目的として、寮生提案箱を設置する。運用について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第18条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和7年3月21日釧高専達第15号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

11 寮生心得

(昭和41年7月13日制定)

寮生は、寄宿舍管理規則を遵守するほか、次の各項によって生活しなければならない。

1. 寮の閉開寮日について

- 1) 開寮日は、長期休業の終わる日とする。
- 2) 閉寮日は、長期休業の始まる日とする。

2. 寮日課について

寮生は、別に定める日課表によって行動しなければならない。

3. 居室について

- 1) 寮生は、所定の居室に居住しなければならない。
- 2) 寮生は、他の者を宿泊させてはならない。
- 3) 室内は、常に清潔に保ち、整理整頓を心掛けること。
- 4) 壁、棚等にみだりに釘及びねじを打ち込んではならない。
- 5) 居室を出るときは、必ず施錠すること。

4. 食事について

- 1) 食事は、決められた時間内に食堂で済ますこと。
- 2) 食器類を無断で食堂外に持ち出してはならない。
- 3) 食堂には不衛生な服装で出入りしてはならない。
- 4) 食堂には飲食物の持ち込みをしてはならない。また、持ち出しをしてはならない。

5. 事故防止について

- 1) 電気器具類は、所定の場所で使用しなければならない。
- 2) 指定の場所以外で火気を使用してはならない。
- 3) 電灯配線には絶対に工作を施してはならない。
- 4) 現金及び貴重品の保管には十分注意すること。

6. 公共物品の使用について

- 1) 寮の施設、設備、備品はすべて大切に使用すること。
- 2) 破損した場合は、速やかに寮務係に届け出て、その指示に従うこと。また、使用後は後始末をよくし、次に使用する者に対して不便を与えないように留意すること。
- 3) 室内の備品は、みだりにその位置を変えてはならない。
- 4) 故意または過失により施設、備品等に損失を与えたときは、原則として弁償しなければならない。

7. 私物持ち込みについて

- 1) 火気発生の危険のある物を持ち込んではならない。
 - 火を発生する又は利用する物（ストーブ、コンロ、ライター、お香など）
 - 補助暖房器具などの火災発生の可能性のある家電製品（コタツ、電気毛布、ホットプレート、オーブントースターなど）

- 2) 動物など衛生上問題のある物を持ち込んではいない。(犬、猫、熱帯魚など)
- 3) 大電力を消費する家電製品を持ち込んではいない。(冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、IH調理器具など)
- 4) 寮の設備に障害・破損を生じる物品を持ち込んではいない。(室外設置を要するアンテナ類、寮のネットワーク端子へ接続するルータなど)
- 5) 学生寮として、居室への持ち込みが好ましくない物品を持ち込んではいない。(危険物、木刀、高額な物品など)
- 6) 許可を必要とする物品は、届け出により許可を受けること。

8. 保健衛生について

- 1) 協力して寮内外の清潔を保つこと。
- 2) 上履は、原則として指定スリッパとする。
- 3) タオルを浴槽内に入れないこと。また浴室で洗濯をしてはならない。
- 4) 身体に異状があるときは、直ちに寮務係又は当直者又は警備員に申し出ること。
- 5) 便所は常に清潔を保ち、また指定の紙以外は絶対に使用しないこと。

9. 外出・外泊(帰省)について

- 1) 外出する場合は、必ず門限時間までに帰寮すること。なお、病気又は事故、その他やむを得ない理由で帰寮が遅れる場合には電話等で当直者又は警備員に連絡すること。
- 2) 外泊する場合には、届出を必要とし、病気及び事故その他やむを得ない理由で予定された日時に帰寮できないときには、速やかに寮務係又は当直者又は警備員に連絡し、帰寮後直ちにその旨を報告すること。

10. 寮生会について

寮生会は、寮務主事と緊密な連絡をとって運営し、寮生会における決議事項は寮務主事に報告すること。

11. その他

- 1) 各自所有物には明確に記名しておくこと。また、高価な物品については型式、製造番号及びその特徴を控えておくこと。
- 2) 書留、その他特殊郵便物は寮務係で受領印を押した後受け取ること。
- 3) たとえ成人者であっても、寮内では飲酒及び喫煙をしてはならない。
- 4) 節電及び節水に努めること。
- 5) 寮生に対する学校側の連絡事項は、原則として掲示による。寮生は常に掲示に注意を払うこと。

附 則

この心得は、昭和41年7月13日から施行する。

）

略

）

附 則 (平成29年2月1日寮務委員会決定)

この心得は、平成29年4月1日から施行する。

12 釧路工業高等専門学校寄宿舎経費徴収に関する要項

(趣 旨)

第1条 寄宿舎経費は、寮生の私生活を合理的に充実させるため、本校私経理として寮費及び給食費を徴収するものとする。

(寮費の徴収)

第2条 寮費は、次の各号に掲げるものとし、寮生から徴収する。

- 一 光熱水費（電気、ガス、上下水道、給汽、暖房費を含む。）
 - 二 清掃費（清掃業務に要する経費）
 - 三 役務費（施設営繕業務に関する経費）
 - 四 雑費（消耗品、共同利用物品、共用部分のNHK受信料）
 - 五 ゴミ処理料
 - 六 ネットワーク利用料
 - 七 入寮費（入寮時のみ）
 - 八 寮生会入会金（入寮時のみ）
 - 九 寮生会費（4月のみ）
 - 十 その他寮務主事が認めた必要経費
- 2 新入寮生は、食器等を購入するための入寮費を徴収する。ただし、再入寮の場合は徴収しない。
- 3 月の途中に入退寮する場合は、寮費は日割りせず1か月分徴収する。

(給食費の徴収)

第3条 給食費は、次の各号に掲げるものとし、寮生から徴収する。

- 一 給食材料費
- 二 加工費

(給食費の返付)

第4条 給食費の返付は、委託業者との協議に基づき実施するものとする。ただし、寮生が病気、その他特別な事情による場合の取扱いについては、その都度定めるものとする。

(寮費及び給食費の徴収金額と徴収時期)

- 第5条 寮費及び給食費の徴収金額及び徴収時期については、寮費等一覧（別紙様式）により、年度ごとに寮務委員会の議を経て校長が決定するものとする。ただし、著しい価格変動があった場合は、年度途中で徴収金額を変更することができる。
- 2 前項に基づき決定された寮費及び給食費の金額及び徴収時期は、事前に寮生及びその保護者等に通知しなければならない。

(事務)

第6条 この要項に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

令和8年度 寮費等一覧

(寮費)

項 目	月 額	徴収時期	備 考
光熱水費	13,820円	4月～3月	
清掃費	620円	4月～3月	
役務費	500円	4月～3月	
雑費	740円	4月～3月	
ゴミ処理料	230円	4月～3月	
ネットワーク利用料	1,190円	4月～3月	
入寮費	8,000円	4月	
寮生会入会金	1,500円	4月	
寮生会費	2,000円	4月	
その他	3,000円	4月	管理経費

(給食費)

項 目	金 額	徴収時期	備 考
給食材料費	喫食数に応じて負担	4月～3月	
	朝食 350円		
	昼食 370円		
	夕食 420円		
加工費	喫食数に応じて負担 日額 450円	4月～3月	

13 釧路工業高等専門学校寮生会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、鶴翔寮寮生会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、鶴翔寮々生としての自覚と団結の許に、寄宿舍管理規則に基づき、寮生に委ねられた事項を自主的に運営し、以って寮生活の向上と寮生相互の親睦をはかることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、寮生全員をもって構成される。

(会員の権利)

第4条 会員は、次の権利を有する。

- 一) 男子会員においては、会長、会計、監査の選挙権並びに被選挙権
- 二) 女子会員においては、女子の副会長、会計、監査の選挙権並びに被選挙権

(会員の義務)

第5条 会員は、以下の義務を負う。

- 一) 規約の遵守と本会運営への積極的協力
- 二) 会費の納入

第2章 組 織

(会 長)

第6条 会長は寮生及び寮生会を代表し、寮生に委ねられた事項の自主的運営の中心となる。

(会長の責任)

第7条 会長は、次の事項に対して責任を有する。

- 一) 第9条の一) に定める委員のうち、選挙にて選出されない委員の任命及びその解任
- 二) 第15条の三) から五) に定める委員会の委員長任命及びその解任
- 三) 総会、各委員会及び各ブロック会議の招集
- 四) 特別委員会の設置、解散及びその委員の任命並びに解任
- 五) 議事録並びに各種記録の保管及び寮務主事への提出
- 六) 必要事項の掲示及び寮生会掲示板の管理
- 七) 本会の改善及び向上への尽力
- 八) 本会の運営に甚だしく支障をきたす者に対する寮生会幹部会の議決による各種勧告の寮務主事への申告

(委 員)

第8条 本会には、会の運営を円滑に行うため、次の各委員及びブロック長を置く。

- 一) 寮生会幹部委員
- 二) 寮生支援委員
- 三) 防災委員
- 四) 総務委員
- 五) 監査委員
- 六) ブロック長

2 前項の委員は、別に定める事項を遂行する責任を有する。

3 第1項の寮生支援委員は、前年度の1年から4年までの寮生から立候補を募り、面談を経て寮生支援委員長が任命する。

4 第1項の寮生支援委員以外の委員は、別に定めがある場合以外は、各委員長が任命する。

5 第1項の委員の任期は、別に定めがある場合以外は1年とし、再任を妨げない。

6 会長は、必要と認めた場合、寮生会幹部会の議を経て特別委員を任命することができる。

7 特別委員は、当該委員会の目的を遂行する責任を有する。

(寮生会幹部委員)

第9条 寮生会幹部委員は、寮生会幹部会を構成して、会長の諮問に応じるとともに、次の任務を分担して会長の会務遂行を助ける。

一) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合、その任務を代行する。

二) 会計 本会の会計に関する事務を取り扱う。

2 寮生会幹部委員の構成は次の通りとする。

一) 会長 1名

二) 副会長 3名(男子2名、女子1名)

三) 会計 4名(男子3名(うち会計長1名)、女子1名)

3 前項の委員は、非卒業学年の会員から選ばれ任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第2項の委員の交代は、総会において行われる。但し、新委員は前年度の3月までに選挙されなければならない。

(寮生支援委員)

第10条 寮生支援委員は、健全な寮生活となるように寮内の規律や秩序に関する要望や意見を寮生から集約し、寮生活の向上に努める。

一) 寮生からの意見や要望の集約

二) 集約意見や要望に基づいた寮生会幹部委員への提言

三) 寮内ピアサポートに関すること

四) 寮内レクリエーションの補助

五) 寮内外大掃除の補助

六) 災害発生時の補助

(防災委員)

第11条 防災委員は、寮生の防火及びその他の災害防止に努めなければならない。

一) 日常の防災対策とその徹底

二) 災害発生時の緊急処置、避難誘導、救護

三) 防災訓練の企画と実施

2 委員は、男女寮生会役員と各ブロック長および副ブロック長とする。

(総務委員)

第12条 総務委員は、学寮の各種行事の立案や実施、学寮生活上必要となる各当番の割り振りや当番表の作成および学習会の企画・運営に努めなければならない。その他、寮生会幹部会や寮務主事からの要請にともない、学寮の秩序維持や寮生の生活・活動に関わる様々な活動に努めなければならない。

一) 寮内外大掃除の企画

二) 災害発生時の救護

三) 補食室及び洗濯・乾燥室の使用方法及び指導

四) 掃除用具の管理

五) 清掃の励行

(監査委員)

第13条 監査委員は、寮生会の運営及び会計の状況について監査しなければならない。

2 会計の決算を監査した結果は定期総会に報告しなければならない。但し、必要ある時は、寮生会幹部会及び臨時総会に報告する。

3 監査委員が前項の目的達成のため必要であると認めた時は、いずれの期間に対してもその指示する書類を提出させることができる。

4 委員は3名とし、その交代は定期総会において行われる。

5 委員は非卒業学年の会員から選ばれ、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(ブロック長)

第14条 ブロック長は、所属するブロックの最高責任者として、所属ブロックの快適な生活の維持に努めなければならない。また、以下の事項に対して責任を有する。

一) 日常の秩序と規律の維持

二) ブロック全員の意見の反映

三) ブロックの各委員の任務遂行への助力

四) ブロック会議の招集

2 男子寮のブロック長は第15条の七) に定められる委員会の合議により任命する。

3 女子寮のブロック長は女子の会計及び監査委員が兼任する。

4 ブロック長の任期は、原則として1年とする。

5 ブロック長の補佐として、副ブロック長を置く。

一) 男子寮の副ブロック長は第2項を準用する。

二) 女子寮の副ブロック長は第23条2項の一) から四) の合議により任命する。

第3章 会 議

(会 議)

第15条 本会を運営するため、次の会議を置く。

- 一) 総 会
- 二) 寮生会幹部会
- 三) 寮生支援委員会
- 四) 防災委員会
- 五) 総務委員会
- 六) 監査委員会
- 七) 男子寮生会役員会
- 八) 女子寮生会役員会
- 九) ブロック幹部会議
- 十) ブロック会議

- 2 会長は必要と認めた場合、寮生会幹部会の議を経て特別委員会を置くことができる。
- 3 会議には寮務主事もしくはその他の教員が臨席することがある。
- 4 臨席教員は、参考意見を述べることがある。

(総 会)

第16条 総会は、本会の最高議決機関である。

- 2 総会には、定期総会と臨時総会がある。
- 3 定期総会は、年1回とする。
- 4 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に招集される。
 - 一) 会長が必要と認めた場合
 - 二) 会員の3分の1以上の連署による要求があった場合
 - 三) 寮務主事の要求があった場合
- 5 総会の定足数は、会員の3分の2とし、議決は原則として過半数多数決とする。
- 6 総会の期日及び議題は、遅くとも2日前に公示されなければならない。
- 7 総会の議長及び副議長、書記は、その総会の前に選出される。

(寮生会幹部会)

第17条 寮生会幹部会は、会全体の運営に関わる会長の補佐並びにその諮問に答えることを目的とする。

- 2 幹部会の委員長は、会長とする。
- 3 幹部会の構成員は、幹部委員とする。
- 4 幹部会は、会長がこれを招集する。

(寮生支援委員会)

第18条 寮生支援委員会は第10条に定められた事項を行う。

- 2 委員会は、次のいずれかに該当する場合に召集される。

- 一) 会長が必要と認めた場合
- 二) 委員長が必要と認めた場合
- 三) 寮務主事の要求があった場合
(防災委員会)

第19条 防災委員会は第2章第11条に定められた事項を行う。

- 2 委員会の招集については、第18条2項を適用する。
(総務委員会)

第20条 総務委員会は第12条に定められた事項を行う。

- 2 委員会の招集については、第18条2項を適用する。
(監査委員会)

第21条 監査委員会は第13条に定められた事項を行う。

- 2 委員会の招集については、第18条2項を適用する。
(男子寮生会役員会)

第22条 男子寮生会役員会は、男子寮の寮生会運営について話し合うものとする。

- 2 男子寮生会役員会の構成は以下の通りとする。
 - 一) 男子寮長 1名
 - 二) 男子副寮長 2名
 - 三) 会計 3名
 - 四) 監査 3名
 - 五) 第15条三) から五) に定める委員会の委員長
- 3 男子寮長は寮生会会長が兼任する。
- 4 男子副寮長は男子寮長が指名し、男子寮長に事故ある場合その任務を代行する。
- 5 会の招集については、会長を男子寮長と読み替えた上で第18条2項を適用する。
(女子寮生会役員会)

第23条 女子寮生会役員会は、女子寮の寮生会運営について話し合うものとする。

- 2 女子寮生会役員会の構成は以下の通りとする。
 - 一) 女子寮長 1名
 - 二) 女子副寮長 1名
 - 三) 会計 1名
 - 四) 監査 1名
 - 五) 副ブロック長 2名
- 3 女子寮長は女子の寮生会副会長が兼任する。
- 4 女子副寮長は女子寮長が指名し、女子寮長に事故ある場合はその任務を代行する。
- 5 会の招集については、会長を女子寮長と読み替えた上で第18条2項を適用する。
(ブロック幹部会議)

第24条 ブロック幹部会議は、各ブロック長相互の連絡調整及び各ブロックの運営について話し合うものとする。

2 会の招集については第20条2項を適用する。

(ブロック会議)

第25条 ブロック会議は、ブロックの親睦及び寮生相互の理解を深めること、及び各ブロックの意見をより反映させることを目的とする。

2 会議は、次のいずれかの場合に召集される。

- 一) 会長及び各委員長が必要と認めたとき
- 二) ブロック長会議で召集の決定がなされたとき
- 三) 各ブロック長が必要と認めたとき
- 四) 各ブロックの各委員が必要と認めたとき

第4章 リコール

(リコール)

第26条 会員過半数の連署による、次の者の一部または全部に対するリコール要求があった場合、総会を開かねばならない。

- 一) 会長
- 二) 女子の副会長
- 三) 会計
- 四) 監査

2 前項の場合に限り、総会召集は選挙管理委員会がこれを行う。

3 第1項により召集された総会において、署名人数が再確認され過半数に達してリコールが成立した場合、選挙管理委員会は会長及び該当委員にリコールを宣言せねばならない。

4 リコールが成立した場合、その成立後3日以内に、選挙管理委員会が設置され、所定の手続きによって、その委員の選挙が行われねばならない。

5 前項により選出された委員の任期は、その年度の残りとする。

6 会長がリコールされた場合、新会長が決定するまでの間、副会長が会長の任務を代行する。

(選挙)

第27条 会長、会計、監査委員、女子の副会長の選挙及び選挙管理委員会については別に定める。

第5章 規約改正

(規約改正)

第28条 本規則は総会において改正される。

2 規約改正の発議は次のいずれかに該当する場合有効である。

- 一) 会長が提案した場合
- 二) 寮生会幹部会が決議した場合
- 三) 会員の3分の1以上の連署によって行われた場合

3 発議がなされた場合、会長は発議後5日以内に総会を開かねばならない。

(校長の承認)

第29条 発議が成立した場合、その日を含めて5日以内に寮務主事を経て、校長に承認を申請しその承認を得なければならない。

第6章 会 費

(会 費)

第30条 会員は会の運営を維持するため、下記の会費を納入させねばならない。

- 一) 入会金 新しく会員となるものは、その日を含めて20日以内に入会金1,500円を納入する。
- 二) 会 費 会費は半期1,000円とし、年度当初に一括して、1か年分を納入するものとする。但し、10月以降の入会者は半期分の納入とする。

第7章 附 則

(細 則)

第31条 第27条第16条にかかわる規定を含め、本会運営に必要な細則は別に定める。

(発 効)

本規則は昭和41年6月14日に発効し即日施行する。

(改 正)

本規則は昭和42年4月24日に改正し即日施行する。

本規則は平成15年4月16日に改正し即日施行する。

本規則は平成30年4月1日に改正し即日施行する。

本規則は令和2年4月1日に改正し即日施行する。

本規則は令和7年4月1日に改正し即日施行する。

14 寮生会役員選挙細則

(目的)

第1条 本細則は、寮生会規約第33条において、必要な事項を定めることを目的とし、選挙は本規定に基づいて行う。

(選挙管理委員会)

第2条 本寮生会に、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、会長が任命した選挙管理委員長（以下「委員長」という。）とブロック長5名の選挙管理委員（以下「委員」という。）による6名で構成される。

3 委員長は、投票予定日を含めて遅くとも15日以前に設置されなければならない。

4 リコールが成立した場合、その日から3日以内に委員会が設置され、10日以内に選挙が行われなければならない。

5 委員長は、委員会を代表して会務を総括するものとする。

6 委員会は、選挙事務完了と同時に解散する。

(委員会の仕事)

第3条 委員会は次の仕事を行う。

- 一 選挙の公示
- 二 立候補者の受付
- 三 投票日及び開票日時決定
- 四 投票所の指定と投票箱の設置
- 五 投票用紙の交付と投票所の管理
- 六 開票
- 七 当選の確認と発表
- 八 その他選挙管理に必要な一切の事項

(公示)

第4条 委員会は、選挙の日程、投票などについての公示を投票日の7日前に行う。

2 公示期間は7日間とする。

(立候補および選挙責任者)

第5条 立候補しようとする者は、公示期間中に責任者1名の連署を得て、委員会に立候補届出書を提出しなければならない。

2 委員（以下「委員長」も含む。）が立候補し又は候補者の責任者となった場合は解任される。

3 委員は、候補者の応援を行うことができない。

(立会演説会)

第6条 委員会が主催する立会演説会は運動期間中1回とし、その際候補者の支持者1名が応援演説を行うことができる。

第7条 選挙運動は、立候補届出の日より投票日の前日までとする。

2 選挙運動は、委員会が正当と認めた範囲で自由である。

(投票)

第8条 投票は、選挙の公示の7日後に行わなければならない。

2 投票の際は、委員会の発行する投票用紙を使用し無記名投票とする。

3 不在投票は認めない。

(開票)

第9条 開票は、委員会が行い、即時開票とする。

2 有効投票数が有権者数の3分の2以上を占めねばならない。

(無効投票)

第10条 次の投票は無効とする。

- 一 正規の用紙を用いていないもの。
- 二 候補者以外の氏名を記載したもの。
- 三 定員以上の候補者の氏名を記載したもの。
- 四 候補者指名の確認し難いもの。
- 五 候補者指名以外の事を記載したもの。
- 六 その他委員会が無効と認めたもの。

(立会人)

第11条 立会人(原則として候補者の責任者が立会人となる。)は、投票及び開票の際の不正の有無を監視し、不正があった場合は投票又は開票を一時勇断することを委員会に要求できる。

(当選)

第12条 当選は、有権者数の2分の1以上の票を獲得したことにより決定する。

- 2 会長候補者が3名以上の場合において、有権者数の2分の1以上の票を獲得できなかった場合は上位2名の決選投票によって決定する。
- 3 前項において会長候補者が2名の場合は、決選投票と同じ事として決定する。
- 4 会計、監査候補者で有権者数の2分の1以上の票を獲得できなかった場合、欠員がある場合その者たちによって決選投票が行われる。
- 5 不信任の場合は、開票日より7日以内に再選挙を行う。
- 6 女子副会長を選ぶ選挙の有権者は女子寮生とする。
- 7 6の選挙で決選投票の場合は、会長候補の決選投票の手続を準用する。

第13条 立候補がない場合又は満たない場合は、次の方法で選出する。

- 一 委員会が立候補者の受付期間を延期する。
- 二 委員会が適任者を推薦しその旨を公示する。

第14条 本細則の規定以外の必要事項は委員会で定める。

附 則

本附則は、昭和42年4月24日より施行する。

く

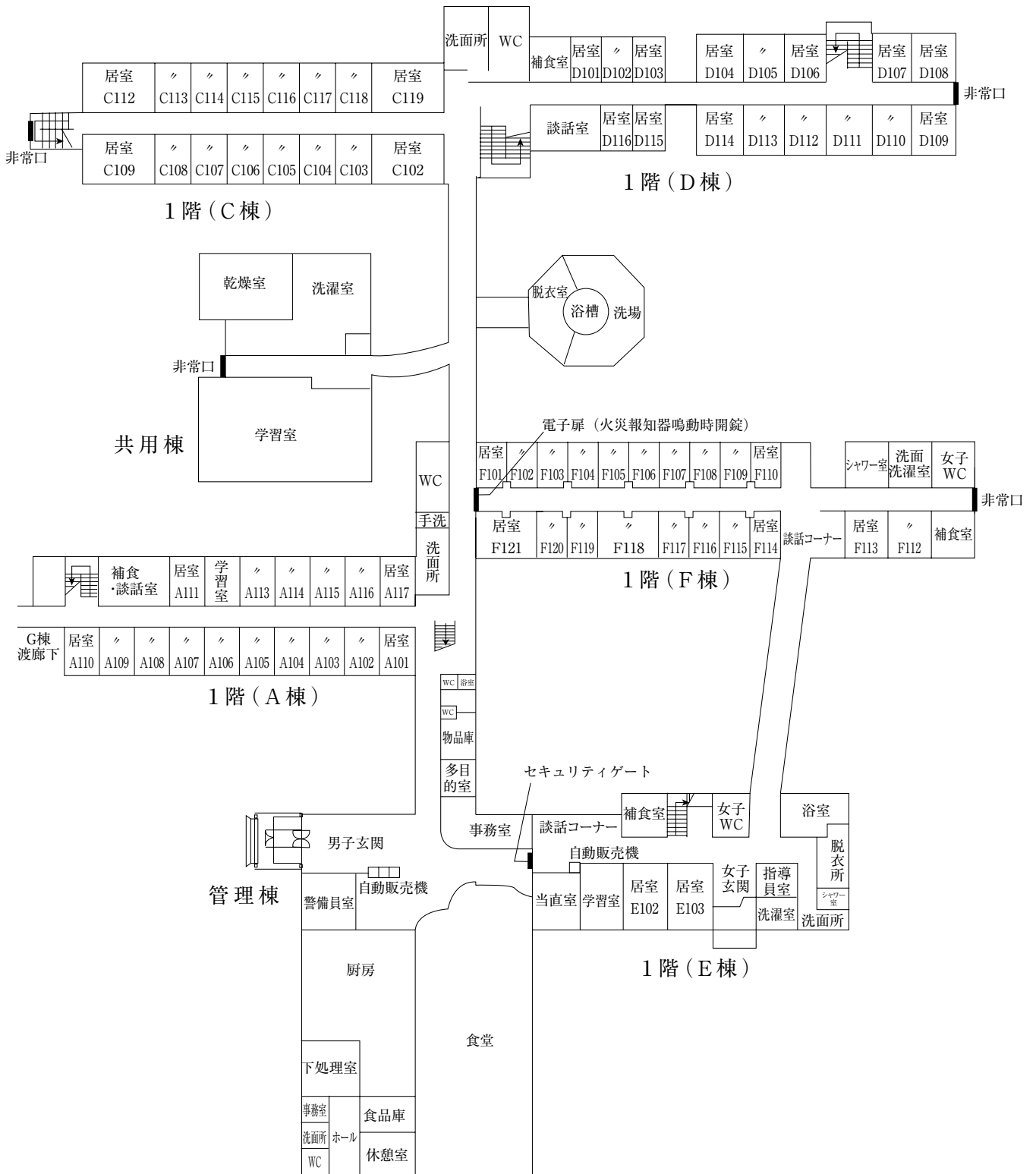
略

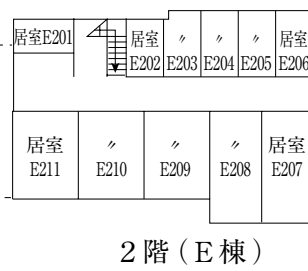
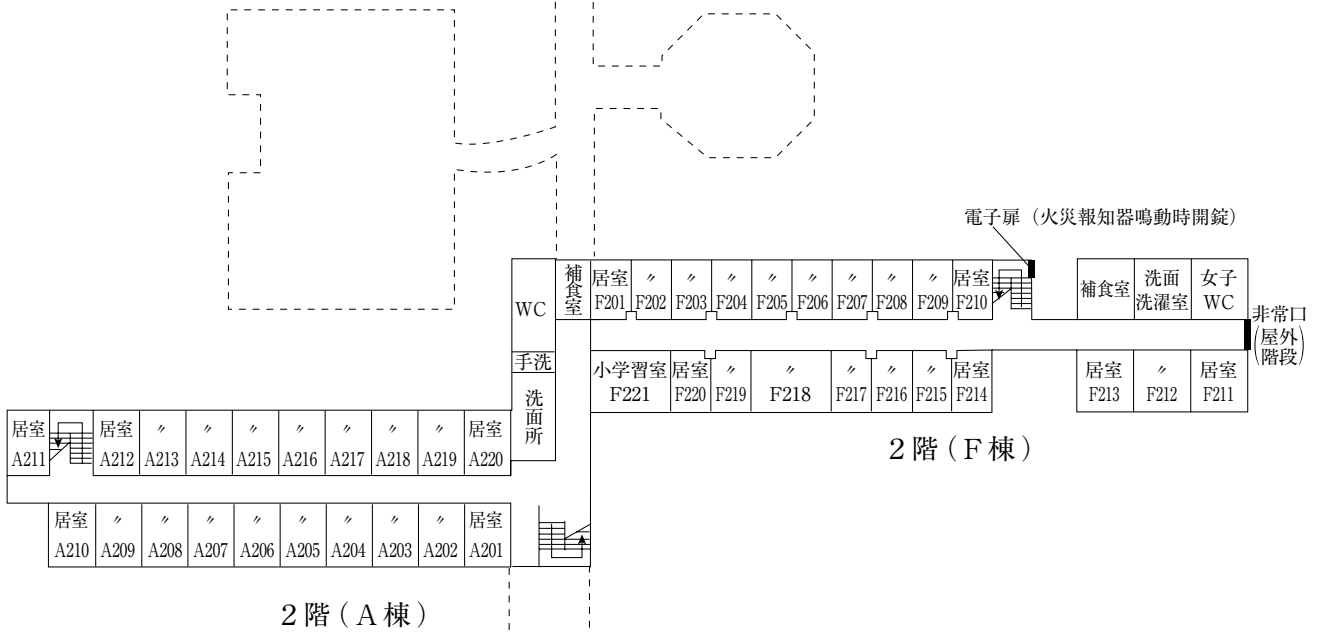
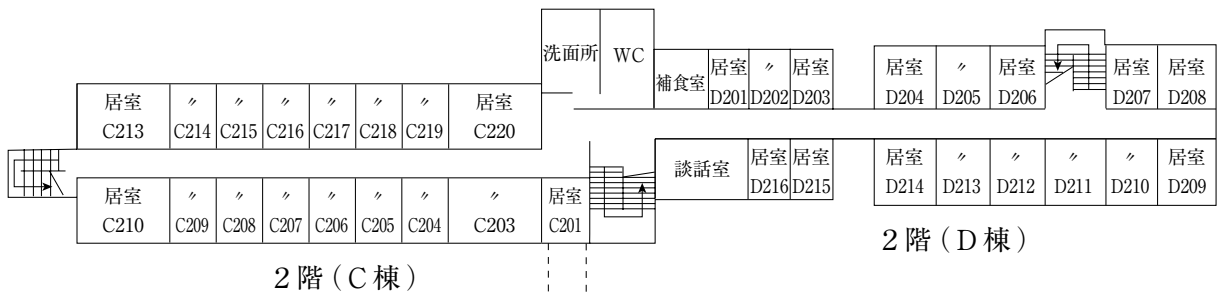
く

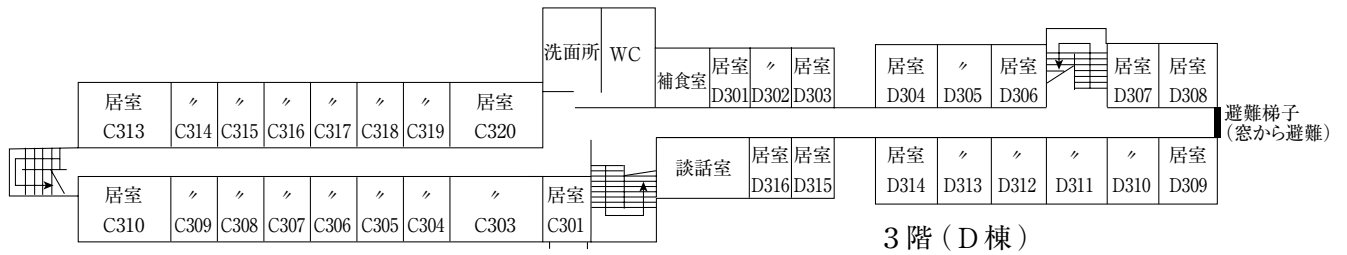
附 則

本附則は、令和7年4月1日より施行する。

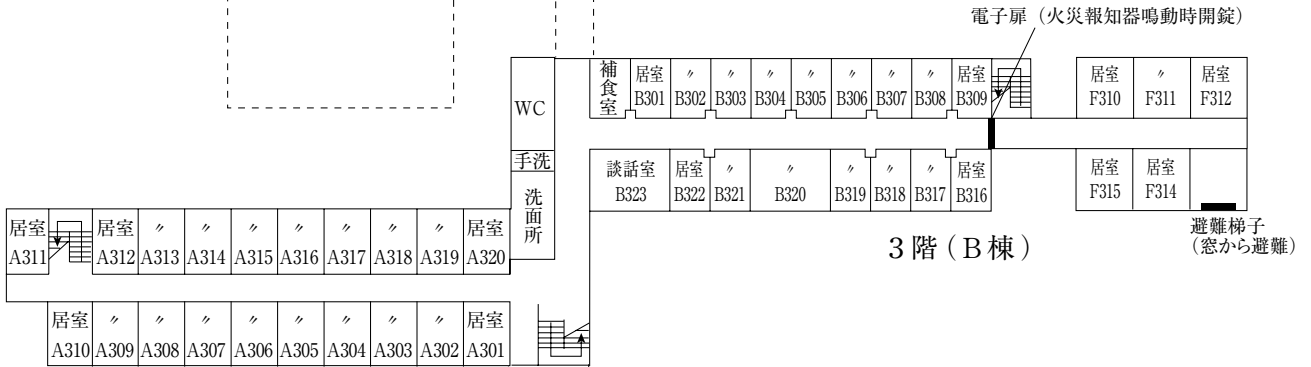
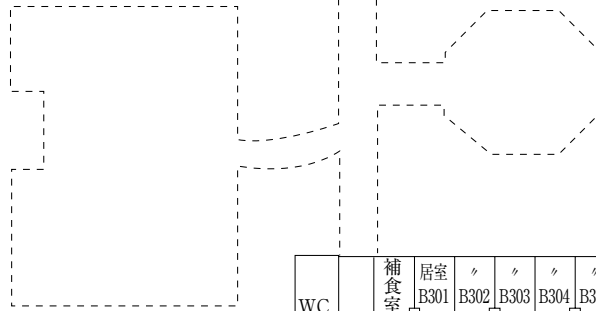
15 学寮平面図および非常口



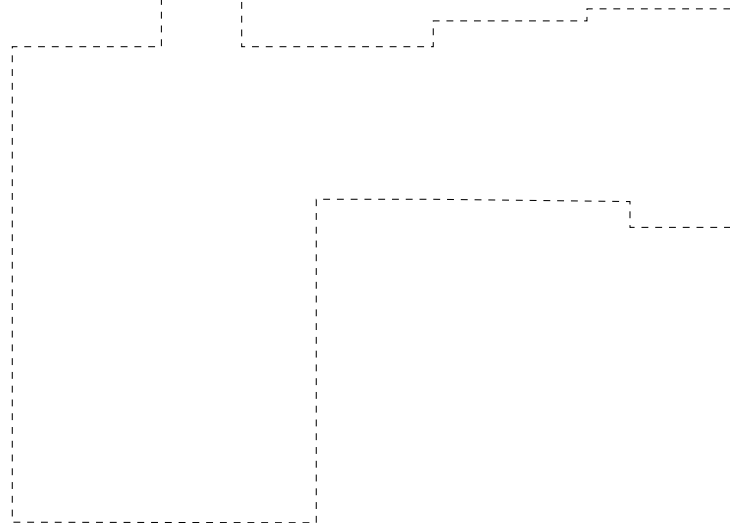


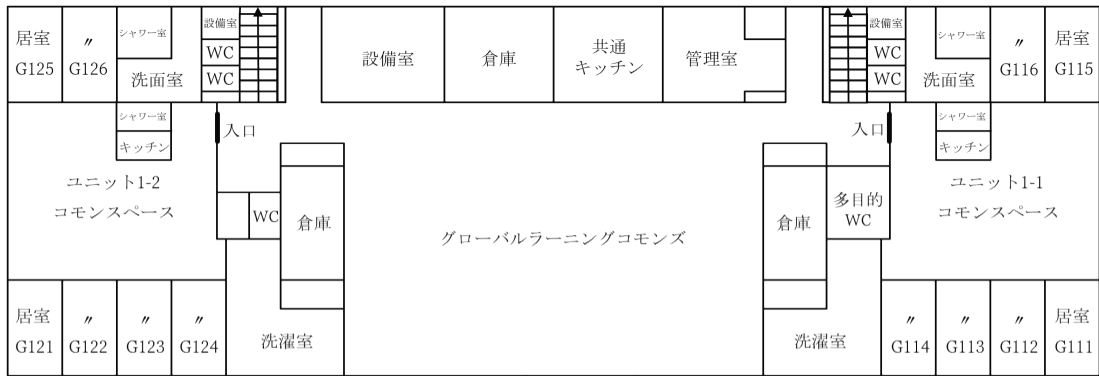


3階 (C棟)



3階 (A棟)

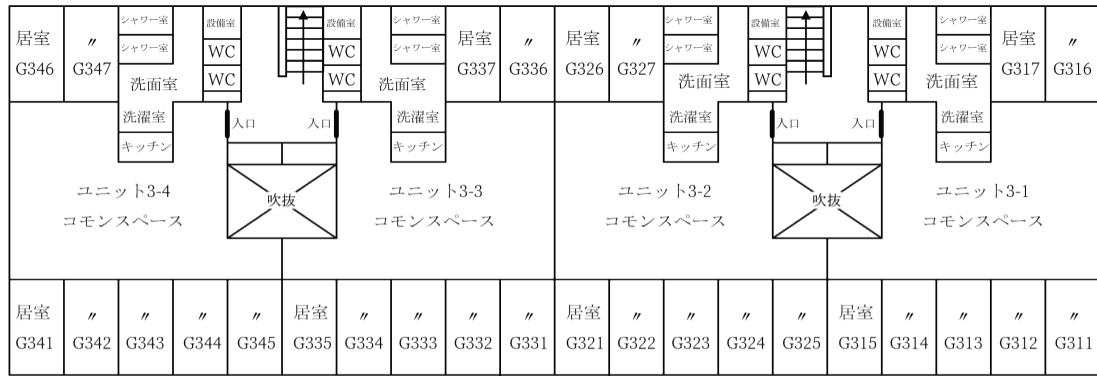




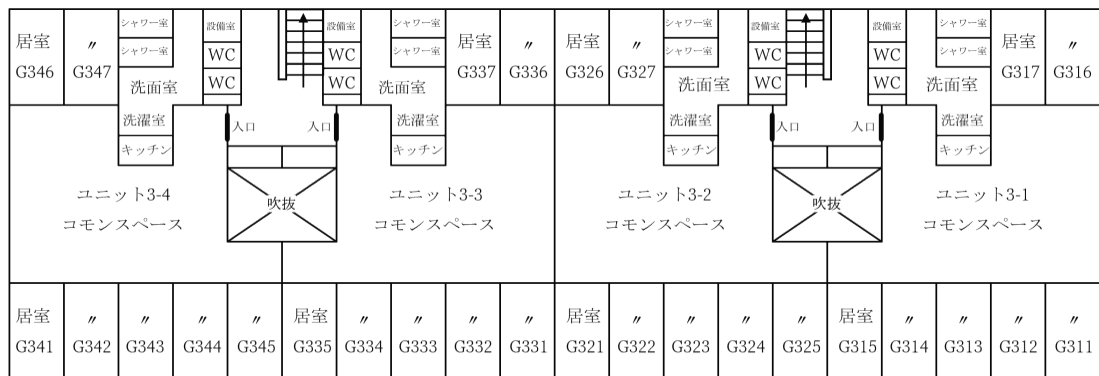
国際寮1階 (G棟)

玄関 (非常口)

A棟との
接続廊下



国際寮2階 (G棟)



国際寮3階 (G棟)

2026年度 鶴翔寮（学校）行事予定表

月 日	鶴翔寮の行事	月 日	学校の行事（参考）
4月5日(日) 6日(月) 18日(土)	新入寮生入寮日 新入寮生ガイダンス 開寮日（2～5年生） 保護者懇談会（入学式） 公共施設清掃・自転車整理	4月6日(月) 7日(火) 10日(金) 24日(金)	入学式・編入学式 始業式（2～5年生） 通常授業開始 開校記念日（通常授業）
5月下旬	寮生総会	5月11日(月) 18日(月)	全校大掃除（予定） 学生総会（予定）
6月13日(土) 下旬	防災津波避難訓練 1年生居室替え 春季レクリエーション	6月4日(木) ～10日(水) 18日(木)～ 19日(金) 下旬	前期中間試験 校内体育大会 地区体壮行会
7月23日(木)	閉寮日（正午までに帰省）	7月10日(金) 11日(土)～ 12日(日) 18日(土)～ 19日(日) 23日(木)	臨時休校（4/24振替） 地区高専体育大会 オープンキャンパス 夏季休業（～8/31）
8月31日(月)	開寮日（8：30より入寮可）	9月 15日(火)～ 18日(金) 27日(日)	前期末試験 ロボコン北海道大会（旭川）
10月4日(日) 10月31日(土)	1・2年生居室替え 保護者懇談会	10月2日(金) 3日(土) 5日(月) 17日(土)～ 18日(日) 31日(土)	通常授業開始（後期） 秋のオープンキャンパス 総合防災訓練 高専祭 授業参観・保護者懇談会
11月14日(土)	新入寮生防災研修 公共施設清掃	11月30日(月) ～12月4日 (金)	後期中間試験
12月中旬 26日(土)	冬季レクリエーション 閉寮日（正午までに帰省）	12月21日(月) 26日(木)	立会演説会・役員選挙 冬季休業（～1/8）
1月11日(月) 中旬	開寮日（8：30より入寮可） 5年生予餞会	1月16日(土)	本科推薦選抜
2月20日(土) 21日(日) 22日(月)	5年生退寮日（午前） 1～4年生居室替え（午後） 1～4年生居室替え仮 閉寮日	2月5日(金) 7日(日) 12日(金)～ 17日(水)	臨時休校（10/31振替） 本科学力選抜 後期末試験
3月11日(木)	閉寮日（正午までに帰省）	3月11日(木) 13日(土)	学年末休業 卒業式・修了式

学寮近隣病院一覧

総合病院	釧路赤十字病院	新栄町 21-14 (日赤病院通バス停下車) TEL 22-7171 受付・診療時間は科の受付に確認のこと
内 科	ちば内科クリニック	大楽毛2- 2-27 (大楽毛 2 丁目バス停下車) TEL 64-6650 月・水・金 9:00 ~ 12:00 13:30 ~ 16:30 火 9:00 ~ 12:00 第 1・3 木 9:00 ~ 12:00 13:30 ~ 16:30 17:00 ~ 19:00 第 2・4 木 9:00 ~ 12:00 14:30 ~ 16:30 17:00 ~ 19:00
		中沢医院 鳥取大通5- 8-11 (鳥取大通5丁目バス停下車) TEL 51-1001 月・水・金 8:30 ~ 12:15 14:45 ~ 16:45 火 8:30 ~ 12:15 13:45 ~ 16:45 木 8:30 ~ 12:15 第 1・3・5 土 8:30 ~ 12:15
	とっとり内科クリニック	鳥取大通 4 丁目 12 - 18 TEL 65-1667 月~土 8:30 ~ 12:00 月・火・木・金 14:00 ~ 17:30
整形外科	東北海道病院	若竹町7-19 (共栄大通7丁目バス停下車) TEL 23-3425 月~金 8:00 ~ 11:30 14:00 ~ 16:30
	千葉整形外科クリニック	釧路市愛国西2丁目1- 1 (愛国西1丁目バス停下車) TEL 68-5575 月~金 8:30 ~ 11:30 火・金 14:00 ~ 17:00 月・木 14:00 ~ 19:00
	釧路第一病院	鳥取大通4丁目 11-10 TEL 51-2121 月~土 8:45 ~ 12:00 月~金 13:30 ~ 17:00
※整骨院	高橋整骨院	釧路市大楽毛5丁目6- 1 学寮より徒歩 15 分程度 TEL 57-6511 月~金 8:30 ~ 12:00 14:30 ~ 19:00 土 8:30 ~ 13:00
眼 科	カケハシ眼科内科	共栄大通9- 2- 7 (日赤病院通バス停下車) TEL 22-3151 月~金 8:30 ~ 12:00 13:30 ~ 17:00 土 8:30 ~ 12:00 午後は休診
	たなの眼科	釧路市鳥取大通4丁目5- 6 (鳥取大通4丁目バス停下車) TEL 55-1146 月・水・金 8:30 ~ 11:00 14:00 ~ 17:00 火・木・土 8:30 ~ 11:00
耳 鼻 科	うえはら耳鼻咽喉科クリニック	昭和南3-10-12 TEL 55-4187 月・木・金 9:00 ~ 12:30 14:00 ~ 17:30 火 8:30 ~ 12:30 14:00 ~ 17:00 水 8:30 ~ 12:00 土 8:30 ~ 12:30
皮 膚 科	釧路第一病院	鳥取大通4丁目 11-10 TEL 51-2121 月~土 8:45 ~ 12:00 月~金 13:30 ~ 17:00
	あさの皮フ科クリニック	昭和南3- 9- 5 TEL 55-4112 月・火・木・金 8:30 ~ 12:00 14:00 ~ 17:30 土 8:30 ~ 11:30

歯 科 木原歯科医院 釧路市大楽毛1-7-13 (大楽毛2丁目バス停下車) TEL 57-6388
月・火・水・金 9:30 ~ 19:00

パール歯科医院 釧路市星が浦大通2丁目8-6 (星が浦大通り2丁目停下車) TEL 52-6480
月・水・金 9:00 ~ 19:00
火・木 9:00 ~ 18:00
土 9:00 ~ 13:00 ※予約制

もみの木ファミリー歯科 釧路市星が浦大通2-6-1 ぴあざフクハラ星が浦店内
(星が浦大通り2丁目停下車) TEL 55-3303
月～金 9:00 ~ 13:00 14:00 ~ 18:00 ※電話にて空きを確認

産婦人科 足立産婦人科クリニック 中園町8番1号 TEL 25-7788
月～土 8:30 ~ 12:15
月・火・水・金 13:30 ~ 16:30

※受付が午前中のみや、診療時間が変更されている場合もあるため、受診前に電話確認のこと。また、保健室でも病院の情報を聞くことができます。

最寄りのバス停

バス停名	バス路線名
①「高専」	38番大楽毛線
②「高専」	222番たんちょう線
③「大楽毛分岐」	222番たんちょう線
④「大楽毛分岐」	28番新富士新野線、36番白糖線



〔出典：国土地理院発行2.5万分1地形図〕

学 寮 関 係 教 職 員

学校代表番号 0154-57-8041

学寮代表番号 0154-57-8838

(寮務委員会関係)

寮務主事	西 澤 岳 夫	0154-57-7378
寮務主事補	菅 原 崇	0154-57-7255
寮務主事補	山 形 文 啓	0154-57-7252
寮務主事補	谷 堯 尚	0154-57-7291
寮務主事補	卜 夕 ボ ア	0154-57-7377

(事務部関係)

学 生 課 長	0154-57-7220
課 長 補 佐	0154-57-7221
寮 務 係 長	0154-57-7226